

第2次 柳川市総合計画
基本計画(審議会意見反映)

第2次総合計画目次

柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つ**ふるさと**づくり

- (1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 郷土愛とおもてなしの心の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 文化芸術・スポーツに触れる機会の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 人権が尊重される社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる**ひと**づくり

- (5) 遊んで学べる子育て応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) 結婚・出産応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (7) 手ごろな住まい応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (8) 就業や女性の再就職応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつける**まち**づくり

- (9) 「住みたい柳川」転入者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (10) 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (11) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信・・・・・・・・・・・・ 27
- (12) 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上・ 28
- (13) 魅力ある新たな市街地の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (14) 健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実・・・・ 31
- (15) 広域連携によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (16) 快適な暮らしが出来る生活基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (17) 安全、安心のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

柳川の地域資源や産物を誇れる**しごと**づくり

- (18) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援・・ 43
- (19) 魅力ある店舗開業、起業支援による商業の活性化・・・・・・・・・・ 46
- (20) 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上・・・・・・・・ 48
- (21) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (22) 産業の後継者づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

- (23) 大学・地元高校等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
- (24) 柳川の特長を活かした舞台の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9

計画を進めるにあたって

- (25) 住民とともに進めるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2
- (26) 持続可能な財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- (27) 柔軟な組織機構改革・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6

(1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成

○人口の流動化、核家族化、少子化等の変化を受けて、地域との関係を作らない人や自治会等自治組織への未加入世帯が年々増え、自治会等自治組織への加入率は平成 22 年度の 95.8%から平成 27 年度は 93.8%へ減少しました。

○一方で、余暇時間の増大などに伴い、さまざまな活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場として、地域コミュニティ活動はますます重要なものになってきています。そのため、従来の行政では手の届かなかった地域課題にも、自発的に社会貢献活動を行う各種ボランティア団体等による柔軟な活動が求められています。

○地域づくりの担い手が高齢化の傾向にあり、若い人がコミュニティ活動を敬遠しがちなため、後進が育ちにくい状況にあります。

○本市には、公民館、コミュニティセンターなど多様なコミュニティ施設があり、これらの施設を利用して、行政区、公民館、婦人会、老人クラブ、子ども会等が中心となり、運動会や地域の祭り等のスポーツ・レクリエーション、子どもと高齢者などとの世代間交流事業などが行われています。

●地域コミュニティの必要性の醸成

- ①市民への講習会・講演会を開催し、まちづくりに参加する人材の育成を図ります。
- ②地域コミュニティの役割・機能を明確化し、住民主導のまちづくりを進めます。
- ③自治会による未加入者対策の取組を支援します。

○これからの社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、従来より行っている市内の各種団体との意見交換だけではなく、これまで行政に対して発言する機会が少なかった若者や学生、女性層をターゲットにして、今まで以上に市民の声が反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要になってきています。

○市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、「市民協働のまちづくり事業」を平成 21 年度から実施し、協働によるまちづくりに関する事業に自主的かつ主体的に取り組む団体に対し、3 年間の補助金を交付しています。しかし、事業が始まった頃に比べ、応募件数が少なくなってきています。協働の担い手となるボランティア団体や NPO 団体への情報提供、市民への活動 PR などを行っていますが、拡がりにはつながっていない状況です。

○柳川総合保健福祉センター内のボランティアセンターは、主に市内のボランティア活動を希望する人とボランティアを求める人や組織とのマッチングを行っています。

○また、市内には、14 の NPO 法人（特定非営利団体）が認証を受け活動しています。N

POの活動は、公共サービスの一翼を担うものであるため、NPOと行政の協働・連携は、今後ますます重要になってきます。

●多様な市民が行政に参画できるしくみづくり

- ①市民と行政によるワークショップを開催し、地域の自治に対する市民と職員の一体感の醸成を図ります。
- ②協働してまちづくりに取り組む担い手として、ボランティア団体やNPO団体との連携を密にし、現状に沿った新たな市民協働のまちづくり事業を検討、実施していきます。
- ③ボランティアセンターを拠点とした、自主的に活動している各種団体やサークルへの支援を行うとともに、活動の充実、指導者の発掘・育成を目指します。

○本市では、中央公民館をはじめ各校区公民館や図書館、総合保健福祉センターが生涯学習の場となっており、様々な学習ニーズの提供や学習機会の充実を図っているところです。現在、公民館では自主的に運営している各種学級での講座や研修などが開催されており、地域活動の拠点として、また生涯学習の場として重要な役割を果たしています。

○平成27年度までに市内18校区に活動拠点となるコミュニティセンターが整備されたものの、公民館の組織や運営形態が館によって異なっています。

○図書館は、日常生活のなかで気軽に利用できる市民の自主的な学習の場として重要な役割を果たしています。本市では、利用者へのサービス向上のため開館時間の延長やホームページでの書籍貸借状況の検索などの充実を行いましたが、インターネットの普及などにより本離れが進み、貸出冊数、登録者数ともに減少傾向をたどっています。

○図書館サービスをより充実したものとするためには図書館職員の果たす役割は大きく、図書館と資料に関する知識と技術のみならず、利用者にとって適切なサービスを提供できる資質と能力が求められます。

●生涯学習活動の場づくりの推進

- ①公民館・コミュニティセンターの組織を統一化し、機能の充実、活動の充実を推進します。
- ②各種行事の案内や、生涯学習に関する人材バンク、社会教育団体の情報発信など、市民のニーズに対応した情報収集・発信体制づくりを進めます。
- ③各種文化講座を開催し、市民の学習機会の拡充を図ります。

●図書館機能の強化・充実

- ①本・雑誌・視聴覚資料の貸出、予約、リクエストサービスの充実や、スピーディーなレファレンスサービスなどの情報提供の強化を図り、サービス向上を推進します。
- ②電子書籍市場、国等の動向を注視しながら、電子書籍の導入を検討します。

(2) 郷土愛とおもてなしの心の醸成

○市内で在留外国人を対象とした日本語教室が開催され、多くの方々が参加をしています。また、教室だけではなく地元の方との交流にも積極的に参加をされています。

○柳川藩の儒学者「安東省菴」と中国の儒学者「朱舜水」の交流から中国浙江省余姚市と「観光文化交流協定」を締結し、中国上海ではその縁から「明・朱舜水書信展」を平成 24 年に開催しました。

○外国人観光客は年々増加しており、平成 21 年には約 1 万人だったのが、平成 27 年には約 15 万人と多くの方が訪れていますが、受け入れ体制の整備が課題となっています。

●交流基盤づくりの推進

①交流活動の活発化やアジアからの観光客を中心にやさしい日本語ツーリズム事業を進め、市民と触れあうきっかけをつくり、柳川のおもてなしに繋げていきます。

②外国人観光客が安全で安心に滞在できるように、外国語案内の充実やフリーWi-Fiの整備を進めていきます。

○平成 25 年度に市長を会長とした「おもてなし柳川市民会議」を発足し、市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを目指し活動を進めました。平成 26 年度には「市民挙げての輪を広げる」と、「おもてなし活動の浸透を図る」ことを重点目標に設定し、「おもてなしなら柳川隊」を設立しました。平成 28 年 3 月 31 日現在の登録数は、個人 317、団体 135 です。

○観光ボランティアガイドを育成することで、柳川市の魅力をより正確に観光客に伝えることができました。今後は、ガイドの技術向上やテーマ性の充実といったことが求められます。

○毎年城堀の水落ちの時期に合わせ、道守柳川ネットワークとの共催で、「柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦」を開催しています。他にも、白秋祭前の道守活動や早朝一斉清掃等などにより、柳川を訪れる観光客の方々への歓迎の気持ちを表すと共に、参加者の掘割を愛する意識を高め、ふるさとへの愛着心を育てる取り組みに繋がっています。

○その他にも、柳川市クリーン連合会による、大和地区、三橋地区の一斉清掃や、矢部川、沖端川、二ツ川、塩塚川の清掃活動など、参加者の掘割愛護に繋がる取組は各地で行われています。

○平成 21 年度に、郷土の偉人 20 人を顕彰する「やながわ人物伝」、平成 24 年度に、子どもたちに柳川が生んだ偉人の言葉を学んでもらうため、「心に響く素読集やながわ」を作成し、小中学校の郷土学習に利用されています。

●おもてなしの心の醸成

- ①お客様にとって心地よい受け入れ環境を整えるために、「おもてなし柳川市民会議」と「おもてなしの心日本一プロジェクトチーム」による活動の充実を図ります。
- ②観光客のニーズに合わせたボランティアガイドを育成し、受け入れメニューの充実を図っていきます。

●郷土愛の醸成

多くの市民が日常的に柳川の歴史文化に触れることで、柳川の暮らし全般に関わり、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を醸成します。

（３）文化芸術・スポーツに触れる機会の創造

○近年では、生活様式や価値観の多様化などに伴い、食文化やファッションなど日本の優れた生活様式を生かした分野が国内外から注目されています。特にアニメーションや漫画などのサブカルチャーに対する需要が国内外で高まりをみせており、諸外国に輸出する新産業のひとつとして位置づけられるなど、文化芸術を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。

○本市では、これまでクラシックを始めとした音楽や演劇、絵画等の美術製作などの芸術文化、茶道、華道、書道などの古来より受け継がれてきた文化、囲碁、将棋などの娯楽性の高い文化など、多様な文化活動が取り組まれてきました。

○白秋祭式典や全国に公募して行う短歌大会、著名なアーティスト招聘による各種公演事業や市内小学校に通う児童に芸術鑑賞の機会を届けるアウトリーチ事業、市内外に公募して優れた作品を紹介する総合美術展などの文化芸術事業を実施していますが、散発的な取り組みになっており、機会の拡充までには至っていないのが現状です。

○文化協会や地区公民館などの単位で自主的に文化活動が行われてきましたが、活動者の高齢化などにより、文化活動は全体的に縮小・停滞の方向にあり、市内の文化活動を担う団体や人材の育成が急務となっています。

○これからは、市民が文化芸術にふれあえる機会を充実するとともに、文化活動団体や個人の育成、文化施設の整備を通して、市民の文化芸術活動を促進していくことが課題です。

○本市の文化・芸術活動の中心となるべき市民会館は、建築から40年以上を経過して老朽化が著しく、補修での対応が限界にきています。さらに、現行の耐震基準を満たしていないなど安全面に大きな課題を抱えており、市民会館の建替えを含めた整備が必要です。

●文化芸術活動の振興

①芸術制作作家誘致事業（アーティスト・イン・レジデンス）や、子どもから大人まで気軽に参加できる体験型事業など、文化芸術を活かしたまちづくりにつながる文化事業を推進していきます。

②市民の主体的な文化芸術活動を引き続き支援するとともに、必要な時に集まりイベントの企画立案・運営で連携するなど、興味がある内容に自由に参加できるような新たな枠組みの可能性を探ります。

③芸術文化に興味を持つ事業をきっかけに、様々な人材育成に繋がる事業への展開を通じて、市の文化活動を担う人材の育成・確保を目指します。

④老朽化が進む現在の市民会館に変わる新たな文化活動拠点として、市民文化会館の整備を進めます。

○本市には、地域の歴史や営みが刻まれた多様な文化財が遺されています。これまで実施してきた文化財の調査により、弥生時代から江戸時代までの市内遺跡の発掘調査成果から、各時代の人々の暮らしなど歴史の一端が明らかにされつつあります。

○市内には、平成 28 年 6 月現在で、国指定文化財 9 件、国登録有形文化財 3 件、県指定文化財 8 件、市指定文化財 36 件と、合わせて 56 件の指定・登録文化財があります。本市の特色ある文化遺産を後世に継承するためには、これまでの調査成果を踏まえた更なる指定文化財を拡充することが課題です。また、文化財の適切な保護のためには保存修理や災害時の適切な対応、公開活用のための方策の検討が必要です。

●文化財の調査と保護の充実

①先人達から受け継いだ貴重な文化財を守り育て、後世に継承するために、地域資源のひとつとしての文化財の調査を継続して実施します。

②市史編さん等による市内の文化財調査成果及び所有者の意向等を踏まえ、文化財の指定拡充を図り、老朽化した文化財の保存修理事業や災害復旧事業に対しては、技術指導などによる支援を行っていきます。

○本市にはどろつくどんや風流など、農業や漁業、都市の暮らしに息づく伝統芸能や行事が数多く受け継がれています。しかし、近年では担い手不足が深刻となり、地域文化の存続が危ぶまれています。特色ある地域文化創造の礎として伝統文化を継承するための取組が求められています。

○本市は、詩歌や童謡で知られる詩人北原白秋をはじめ多くの文学者を輩出しました。さらに、田中吉政や立花宗茂などの歴史上の人物や、第十代横綱雲龍久吉に代表される様々な分野で活躍した郷土にゆかりが深い偉人がいます。先人達の偉業と生き方に学び新しい市民文化の創造に寄与するため、郷土の偉人の掘り起こしと市民の手で行なわれている顕彰活動への支援を図り、活動の継承と幅広い層の市民への普及を行なっていきます。

○郷土に対する誇りとこだわりを醸成するためには、各種講座や講演会、展覧会などの開催を継続し、市民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識の高揚を図る必要があります。

○南筑後地域で多くの史料を収集・保管・公開してきていた柳川古文書館は、開館以来の収蔵点数は概数で 15 万点を超えています。近年では、古文書史料に限らず、甲冑・刀剣・美術工芸品など多岐にわたる史料を収集しているほか、市内遺跡の発掘調査により大量の遺物が出土していることから、展示や保存等、適切な管理が求められています。

○市史編さん事業は平成 35 年度に終了する見込みですが、現在の刊行計画に含まれていないものや、通史をより分かりやすく解説する冊子、調査の過程で新たに発見された史料集の刊行が課題として残っています。

●文化財の活用と文化意識の高揚

- ①地域に根ざした伝統文化を着実に次世代へ継承するため、発表機会の確保、調査研究成果の公開を通じた普及活動を進めます。
- ②文化財の公開展示及び普及啓発の充実を図るため、学校への出前講座や、地域が行う歴史学習、野外学習等への支援協力を行っていきます。
- ③郷土出身の文学者などの顕彰のため、周年・記念の年などに顕彰団体等との協働により講演会や展示会などを実施します。
- ④柳川古文書館や歴史民俗資料館など博物館関連施設の充実や、旧戸島家住宅や柳川城址などの文化財公開施設の良好な維持管理に努めると共に、積極的な活用を図ります。
- ⑤市史普及版や史料集を継続的に刊行し、あわせて種々の広報活動を実施して、成果を市民にわかりやすくお知らせしていきます。

○体育施設の整備・充実については、テニスコートの砂入り人工芝への改修、市民武道場の改築、グラウンドの改修工事、二ツ河小学校グラウンドの夜間照明の設置など整備が進んでいる施設がある一方、各施設とも年数が経過しており、老朽化が進み、修繕箇所が追いついていない状況です。

○利用の混み合う休日や夜間は、定期的な団体の利用が多く、新しく設立されたクラブやサークルにとっては、練習場所を確保することが困難な状況です。

○教育委員会や体育協会を中心として、スポーツ大会やスポーツ教室、おもてなしマラソン大会を開催するなど市民スポーツの振興と普及に努めていますが、年々参加人数が減少傾向にあります。

○運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力の低下傾向が依然深刻な問題となっていることから、幼い頃から身体を動かし、運動・スポーツに親しみ体力を強化していくことが、より健全な体と心をつくることにつながります。また、すべての市民が年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、高齢者によるグランドゴルフや女性層による健康体操など身近な運動をとおして、体力の向上とともに健康づくりの大切さを図っていくことが課題です。

●スポーツ活動推進のための基盤整備の推進

- ①統廃合も含めた総合的なスポーツ施設のあり方を検討し、施設の整備・充実を図ります。
- ②インターネットで施設予約状況が確認できるようにシステム化するなど、使いやすい施設となるように活用を図ります。
- ③市民が、いつでも身近なところで、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、各種スポーツ団体、地域、学校関係機関とのネットワークづくりの推進を図ります。

●スポーツ活動機会の拡充

- ①地域住民のスポーツ活動の機会を身近なものにするため、体育協会加盟団体、サークル、スポーツ・レクリエーション団体の活動を促進すると共に、組織の活性化を図ります。
 - ②多くの市民が参加できるスポーツ大会やイベント、郷土出身者を顕彰するスポーツ大会などを開催して、市民のスポーツ活動に対する興味や参加意欲を高め、競技人口の拡大を図ります。
 - ③年齢・体力に応じたニュースポーツを気軽に体験できる機会の提供と、継続した活動ができる環境整備を図ります。
-

(4) 人権が尊重される社会の形成

○人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあります。特に近年では、高齢化、国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は豊かな市民生活を実現するうえで重要な課題となっています。

○本市では、平成 17 年に「柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、差別のない明るく住みよいまちづくりに向けて諸施策を推進しています。

○その一つとして、「人権・同和教育研究協議会」を発足させ、すべての市職員や小・中学校の教職員が会員となり、人権尊重社会の実現を目指し、人権・同和問題に対する教育・啓発活動に努めています。また、社会人権・同和教育指導員が、公民館等における人権学習会をはじめ、事業所における人権・同和问题研修会にも出向いて、啓発活動にあたっています。

●人権教育・啓発活動の推進

①総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための方向性を示す「人権教育・啓発基本計画」を策定します。

②学校・家庭・地域・職場など、あらゆる場における人権教育・啓発を推進します。

③市職員・教職員・医療福祉関係者など、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人達に対しては、研修を重点的に実施していきます。

④人権・同和教育地域リーダー研修会の開催による人権学習のリーダーの育成や、社会人権・同和教育指導員による各種研修会への支援などにより、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

○男女共同参画社会の形成のため、平成 24 年に「第 2 次柳川市男女共同参画計画」を策定し、広報紙や各種講演会等を通じて男女共同参画に関する啓発事業を実施していますが、真の男女平等社会の実現には、いまだ多くの課題が残されています。

○平成 21 年には「柳川市審議会等委員への女性参画推進要綱」を設置し、本市の審議会における女性委員の割合を 40%以上と目標を設定しましたが、平成 27 年 4 月 1 日現在 25.5%と、平成 18 年 4 月 1 日現在の 15.0%よりは改善したものの、目標値には大きく下回っています。

○更に最近では、女性の人権を著しく侵害する配偶者からの暴力、セクシャル・ハラスメントが大きな社会問題になっています。本市においても、女性問題に関する相談件数は年々増加、多様化しており、相談員の確保を含め、相談体制の充実や関係機関との連携を図る必要があります。

○雇用の場においても、男女の固定的役割分担意識の存在と女性が育児、介護等の大半を担

〔基本目標〕柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

う現実が大きな要因となって、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差がいまだに見られます。仕事と家庭の両立支援策を充実させると同時に、事業主に対し、法や制度の順守を働きかける必要があります。

●第3次柳川市男女共同参画計画の推進

平成28年度策定の第3次柳川市男女共同参画計画に基づき、充実した啓発事業の実施やDV対策の推進と相談体制の充実、就業環境の充実と再就職の支援等を行います。また、男女共同参画推進条例の制定に取り組みます。

●男女が共に参画するまちづくり

各種審議会等への女性委員の登用率の向上を図り、政策決定過程への女性の参画を推進します。

（５）遊んで学べる子育て応援

○近年、未婚率の増加や晩婚化などによる少子化が進み、核家族化や女性の社会進出に伴う子育て世帯の勤労形態の多様化により、家庭の保育機能の低下を招くなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした現状のなかで児童が健やかに成長していくためには、児童福祉対策が果たす役割はますます重要になっています。

○また、子育て環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ親が増加しており、その不安を解消できる環境づくりが重要な課題となっています。そのためには、子育て家庭と市、児童委員や保育所等をはじめとする地域の関係者などとの連携を図るとともに、子育て支援に関する情報の提供と利用の斡旋、相談機能の充実を図る必要があります。

○幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園や保育園などでの集団生活を通じて、基本的な生活習慣や生活態度を身につけるべき時期です。幼稚園と保育園では、その設置目的は異なるものの、子どもの成長の場という点では、ともに重要な施設です。

○本市では、私立認定こども園 2 園、私立幼稚園 4 園及び私立保育園 19 園などで就学前の教育・保育が行なわれています。

○保育園については、10 年前と比べて定員数は 100 人拡充していますが、定員を上回る入所状況となっており、児童数が減少しているにもかかわらず、保育需要は高まっています。この保育需要への対応にあたっては、保育士の確保が大きな課題となっています。さらには、夜間保育についても、その必要性を検証した上で、検討する必要があります。

○本市においても、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況が変わっても通いながれた園を継続して利用できる認定こども園への移行が進んでいます。市内では私立幼稚園 2 園が移行していますが、今後も、認定こども園の利点を踏まえ、利用者や施設の意向に沿った対応が求められています。

○こうした就学前児童の教育・保育の需要に対処する一方、核家族化などにより身近に子育ての支援者がいない子育て家庭が増加する中、地域子ども・子育て支援の充実も求められています。今後は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）、子育て短期支援事業などによる子育て環境の充実や、子育ての不安解消につながる地域子育て支援拠点事業の充実を図っていくことが重要となってきます。特に、要望の多い学童保育所の入所枠拡充については、運営する施設の整備や支援員の確保が重要な課題となっています。

○また、スマートフォンの普及により、手軽に子育てに関する情報が入手できるようになった一方、親のスマートフォンへの依存により、いつのまにかスマートフォンに気をとられ、子どもに関心が行き届かなくなるなど自覚がない育児放棄も懸念されます。

○なお、子育ての経済的負担軽減を図るために取り組んでいる保育料の軽減や、従来の乳幼児医療費制度の対象者を拡充した新たな子ども医療費助成制度については、今後も継続的な取り組みが求められています。

○児童の健全育成のため家庭・学校・地域が連携し、青少年育成市民会議などの活動を通じ

て市民の意識を高めるなど、子育てをサポートする体制の充実を図るとともに、児童が身近で伸び伸びと遊べる場所の確保に努めていく必要があります。

○特に、社会問題となっている児童虐待をはじめとする要保護児童への対応は大きな課題です。要保護児童対策地域協議会を構成する各関係機関が情報を共有し、適切な連携・協力を実施することにより、要保護児童の早期発見、早期対応をしなければなりません。

●安心して子育てできる環境づくり

- ①必要な保育サービスの質・量両面の事業量を確保するとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、内容の充実に努めます。
- ②児童一人ひとりに応じたきめ細かい対応のため、幼稚園・保育所・小学校の連携を図ります。
- ③すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等の一層の充実に努めます。また、学童保育所については、待機児童が増加傾向にある現状を踏まえ、施設拡充等による充実に努めます。
- ④子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の充実、保育料の適正化を図ります。
- ⑤親が子育ての第一義的責任者としての自覚を持ち、より良い親となるための子育て学習の機会や子育て経験者との交流など、親が学ぶ機会を確保します。
- ⑥子どもが安心して、安全に遊べる場の充実に努めます。

●みんなで見守る子育て支援の推進

- ①地域子育て支援センター及びつどいの広場を子育ての拠点と位置づけ、子育て中の親子同士の交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行います。また、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。
- ②養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、家庭訪問し、乳幼児の養育に関する指導・助言を行います。また、必要に応じ、子育ての負担軽減のために、その家庭に合った子育て支援事業をあっせんします。
- ③児童虐待の早期発見のため、虐待通報に関する啓発や児童福祉関係者の連携を図ります。また、児童虐待に対しては、児童相談所等の関係機関と連携し早期対応を行います。

○近年、いじめ、不登校などが大きな社会問題となっており、「柳川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取り組みを強化するとともに、適応指導教室「ありあけ」と学校との連携推進を図り不登校児童生徒の学校への早期復帰に向けた取り組みを推進しなければなりません。

○数年後には、道徳の教科化が予定されており、道徳教育を通じて、正義感や倫理観、規範意識の確立、思いやりの心など豊かな人間性や社会性を育成する教育が極めて重要になっています。

○特別支援教育では、ここ数年、特別支援学級に限らず配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、平成27年5月1日現在で特別支援学級を28学級設置し、合計で79人が在籍しています。今後も、地域社会や保護者などの理解と協力のもと、障害の状況に応じた就学指導に努めるとともに、専任指導主事の学校への派遣・指導、特別支援教育支援員の効果的配置など、児童生徒の自立を支援する教育環境や教育内容の充実を図る必要があります。

●豊かな人間性と健やかな身体の育成

- ①道徳性の育成をめざし、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育の推進を図ります。
- ②伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を育てます。
- ③いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を強化し、不登校児童生徒の学校復帰への取組を推進します。
- ④「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消をめざし、幼保・小・中学校が連携した教育活動を推進します。
- ⑤児童生徒の体力向上を図るために実態を把握し、家庭や地域と連携して、生涯にわたって運動に親しむ能力や態度を育てます。
- ⑥生涯にわたって健康で安全な生活を送るために健康教育、防災教育の充実を図ります。
- ⑦児童生徒が人権に関する知識や態度、実践力を身に付けるように校内推進体制を確立し、全ての教育活動の中で人権・同和教育を推進します。
- ⑧障害のある児童生徒等に対して一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別な配慮のもとに手厚くきめ細かな教育を推進します。
- ⑨子どもの読書習慣の確立を目指し、地域や家庭と連携して、読書活動の推進を図るとともに、児童生徒の知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操を育む活動を推進します。

○学校運営面については、学校評価と情報公開を進めるとともに、文部科学省が推進しているコミュニティスクール（学校運営協議会制度）の導入についても検討を行い、「地域とともにある学校づくり」を進めていく必要があります。

○地域・家庭と連携しながら進める取り組みとして、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を通じ

た基本的な生活習慣の確立、家庭学習の推進、読書習慣の確立、地域社会への参画意識の育成、土曜授業の実施、情報モラルに関する取り組み等も充実していく必要があります。

●地域と連携した教育の推進

- ①関係団体と連携した体験学習の実施、学校の地域への情報発信等を通じ、柳川市全体で子どもを育てる教育を推進します。
- ②学校の「自己評価」等を実施するとともに、その改善対策等の公表を促進し、学校教育の活性化と教育の質の向上を図ります。
- ③家庭や地域と連携して「早寝・早起き・朝ご飯」等の定着、基本的な生活習慣の育成、学習習慣づくりを推進します。
- ④指導時間の確実な確保を図り、家庭や地域との連携を進めるための土曜授業を実施します。

○児童生徒の学力の状況は、全国学力・学習状況調査結果では、小学校は全国平均正答率を上回っていますが、中学校は全国平均正答率に達しておらず、小学校高学年及び中学校進学後の指導の充実が求められます

○その他、児童生徒が自ら課題を見つけ、考え、解決する「生きる力」を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得・向上とともに、体験活動を取り入れた環境教育やキャリア教育、郷土学習、福祉教育などへの取り組みなど、特色ある教育を進めていかなければなりません。加えて、2020年度から小学校において外国語（英語）が教科化の予定であり、指導体制の確保・充実が求められます。

○心の面では、児童生徒が「夢や目標を持つこと」や「自分のよいところがある」については、全国平均を下回っており、自己や社会の未来に夢や希望を持ち、自尊感情を高め、自分に自信を持てるような教育が求められています。

○指導面では、学校教職員については、近年、若年教職員が多くなり、全体の年齢構成にアンバランスな状況であり、若年教職員のスキルアップと将来のリーダー育成に関する取り組みを充実させる必要があります。

●確かな学力の育成

- ①学力の定着状況を把握し、指導法の改善を図るため、計画的に標準学力調査を実施します。
- ②教育課題を解決するため積極的に研究校を指定し、その研究過程や成果を市内の小・中学校に広げ、指導方法の工夫改善に努めます。
- ③中学校区の小・中学校が教育課程で連携を図り、効果的な教育活動を推進するとともに小規模校の特徴を生かした小学校と小学校との連携による教育活動を充実させます。
- ④小学校5、6年生に加え、1年生～4年生も外国語活動を教育課程に位置づけ、中学校

への接続を大切にし、積極的にコミュニケーション能力を高めます。

⑤児童生徒の情報活用能力の育成のために、情報通信機器等の活用のための環境整備や情報通信技術を効果的に活用した分かりやすい授業の実現を図ります。

⑥「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に基づき、環境教育副読本「やながわ」を活用し、柳川の自然や歴史、文化を通して環境教育の充実に努めます。

⑦子どもが科学の楽しさや自然事象への興味・関心を高めて、科学の魅力を感じ、夢と希望をもって主体的に学ぶ態度を育成します。

⑧主権者教育、租税教育、環境教育、福祉教育、安全教育等に関する今日的な課題を取り上げ、積極的に解決を図る教育を推進します。

⑨経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する支援を行います。

⑩学校経営の基軸及び基本構想に関する管理職の研修や、多様な学校訪問指導による活力ある学校経営・運営の実現を図ります。

○学校施設では、空調設備の設置、学校施設の耐震化を行いました。一方で施設の老朽化も進んでいることから、今後とも、計画的に施設改修を行う必要があります。同時に、教育に関する設備機器などについても時代の流れに応じて導入を進め、良好で安全な学習環境の整備を進めていかなければなりません。中でも、ICT関連機器の整備やICT支援等については、国が求めている基準を大きく下回っており、計画的に整備を進める必要があります。

●計画的な小中学校施設・設備の整備と充実

老朽化した校舎などの計画的な改修を進め、安全で快適な学校環境づくりを進めます。また、タブレット型パソコンの導入等ICT関係機器を計画的に整備します。

○本市には、小学校が19校（児童数3,464人）、中学校が6校（生徒数1,796人）ありますが、近年の少子化傾向を反映して、児童生徒数は毎年減少傾向にあり、平成18年と比較すれば、小学校で18.6%の減少、中学校で21.5%の減少となっています。

○このように児童生徒数及び学級数が減少する中、児童生徒の良好な教育環境を確保し、充実した学校教育の実現を推進するため、「柳川市立適正規模・適正配置化検討委員会」からの答申に基づき、平成24年5月に「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」を定めています。

○方針では、小学校と中学校の統合・再編は時期尚早で、当分の間現状のままとし、平成33年度には再度、統合・再編を含めた検討を行うとしていますが、全国的な学校の統合・再編の流れ、近隣自治体でも計画や実施がなされていること、本市の教育活動に一部支障が生じてきていることを考えれば、時期を待たず学校施設の統合や再配置、それに伴う通学区の見直しに着手しなければなりません。

○一方、地域や保護者の意識として、小学校の場合、学校規模より1学級当たりの児童数を優先する傾向があり、少人数の学級の方が落ち着いた教育環境で、個に応じたきめ細やかな教育が実施され、教育効果もあるという考えがあり、また、中学校についても、現在の中学校への愛着が強いこと、小規模校の方が生徒指導上の問題も少なく、落ち着いた環境での教育が実現できていることなど統合・再編の機運が乏しい状況です。

●児童生徒数減少への対応

「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」に基づき、児童生徒数の減少に応じた対策を検討します。

○学校給食については、学校教育や子育てなどの場で、食育が推進されていますが、健康面において子どもたちが将来にわたって、望ましい食生活を形成することが重要となっており、学校における食に関する指導の一層の充実を図るとともに効果的に推進していくことも必要です。

○一方、学校給食の運営については、自校給食方式から共同調理場方式への集約化、調理部門の民間委託を進めていますが、調理施設・設備等の老朽化への対応という課題も発生しています。

●学校給食の円滑な実施

学校給食を通じた、子どもへの食育、食生活指導の充実を図るとともに、安全で効率的な学校給食を実施します。

○近年、核家族化・少子高齢化の進行や有害なインターネット情報や凶書の氾濫などにより青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、青少年の意識や行動にさまざまな影響を及ぼしています。青少年に関わる事件の多発など様々な問題が深刻さを増しているなか、青少年問題は、複雑多様化する傾向にあります。

○青少年期は、社会の一員としての性格の基盤の確立のため、人間形成における最も重要な時期であることから、本市では、行政・地域・学校・民間の各関係団体が一体となった「青少年育成市民会議」が結成されており、その中で組織された各地区の校区民会議とともに、その活動を通じ、市民一人ひとりの意識の高揚を図っています。

●豊かな心を育む教育の推進

①学校や青少年関係団体と連携・協力しながら、安全安心パトロールや子ども見守り隊を推進するなど青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

②青少年育成市民会議による各種講演会、小中学生の意見発表会の開催、青少年非行防

止の夜間巡回等の実施による青少年健全育成の意識啓発を推進します。

○地域で子どもを育てていく体験学習として、有明海なんでん体験隊や二ツ川ウォッチング、各校区で行われている通学合宿を実施しています。

○有明海なんでん体験隊の干潟遊び体験や二ツ川ウォッチングの生物観察など自然に触れ親しむことにより、自然環境の学習や自然愛護の心を育てることを目的としており、今後、規模の拡大や内容の充実を図っていく必要があります。

○通学合宿については、校区民会議事業の一つとして、自立心や協調性を養いたくましく生きる子どもたちを地域で育成するために小学生を対象に実施しているものです。積極的に実施している校区がある一方で、一度も実施してない校区もあり、実施の促進を図っていくことが課題となっています。

○また、地域には、地域の教育力を担うことができる組織や団体、個人が多く存在します。学校や地域が連携し放課後学習活動支援を推進していくことで、地域の人材を活用して、小・中学生の学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図り、地域の教育力の向上につながります。

○今後は、これらの事業を通して、学校、家庭、地域などが連携を強化して、豊かな心を育む教育の推進や地域が一体となった青少年健全育成の推進を図っていくことが重要です。

●学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成の推進

①子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育成するよう、学校・家庭・地域と連携して様々な体験学習を提供し、地域ぐるみの育成体制の充実を図ります。

②地域の教育力を担う人材として期待される団体、個人の地域活動への参加を促進します。

③子どもの学習支援に意欲のある地域住民による放課後学習活動支援事業等を推進します。

（6）結婚・出産応援

○全国的に未婚化・晩婚化が進んでおり、厚生労働省「人口動態統計」によると、平成 12 年では男性の初婚年齢は 28.8 歳、女性の初婚年齢は 27.0 歳だったのに対し、平成 22 年には男性は 30.8 歳、女性は 29.2 歳とそれぞれ晩婚化が進んでいる状況です。本市においても、2010 年の国勢調査によると、25 歳から 39 歳男性の未婚率が 51.2%、女性は 40.5% となっており、近年になるほど未婚率が上昇しています。さらに、男性の未婚率は周辺市町村と比較して高くなっています。また、それに伴い、晩産化も進んでおり、少子化が進んでいる要因の一つと考えられます。少子化は人口減少に直結しており、少子化問題は各自治体にとって大きな課題の一つとなっています。

○一方、若い男女が結婚し、子どもを持ちたいという希望は強く、18 歳から 34 歳の未婚者を対象にした意識調査（注 1）では、男女とも「いずれ結婚するつもり」という人の割合は 9 割程度に達しています。そして、夫婦が予定する平均子ども数は 2010 年で 2.07 人であり、未婚者が希望する平均子ども数も男性で 2.04 人、女性で 2.12 人と 2 人を超えています。さらに、本市が平成 27 年度に実施した女性アンケートでも未婚者の 6 割強が「いずれ結婚するつもり」と回答し、子どもの希望数は「2 人」が 5 割強となっています。なお、子供を産み育てていくために効果的な対策としては、制度の拡充に加えて、配偶者や周囲の理解や協力などを挙げる声が多くなっており、周囲の理解を促す対策も必要といえます。

○「晩婚化」又は「非婚化」が出生率の低下の大きな要因となっているだけに、若い世代における結婚の希望の実現を図ることは重要です。それに対応するため、本市でも少子化対策として様々な取り組みを行っています。このため、平成 23 年に柳川市・大牟田市・みやま市の 3 市で「結婚サポートセンター運営協議会」を設置し、結婚相談やイベントの開催を通して、独身の男女の出会いの場を提供し、未婚化・晩婚化対策の取り組みを行っています。結婚サポートセンターの会員は、平成 28 年 3 月末時点で、男性が約 450 人、女性が約 400 人と、合計 850 人が登録しており、平成 23 年の設置から平成 27 年度までに 22 組の結婚の成立に至っていますが、少子化への歯止めとまでは至らず、人口減少は続いている状況です。

（注 1）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2010 年）

●結婚観・家庭観の醸成

人生設計を考えるセミナー等を通じ、若年時から人生についての理解を深め、結婚・家族づくりの知識を広げることで、ポジティブな結婚観・家族観の醸成を図ります。

●出会いの場の提供

結婚を考えながらも出会いの場が少ない独身男女に対し、印象力アップセミナーや講座と組み合わせたイベント、広域的な恋活イベントの実施等の新たな出会いの場の提供による支援を行っていきます。

●結婚サポートセンターの運営充実

結婚相談支援、情報提供、結婚希望者のマッチング、婚活イベントの充実を図り出会いから成婚までの継続した支援を行っていきます。

○今後も、少子化対策及び人口減少に対応するために、出会い結婚につながるサービスを行っていくと同時に、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整えていく必要があります。

○不妊治療については、高額な費用負担の軽減のため、福岡県の助成対象者に対し市独自で上乗せ助成をしています。

○また、はじめて出産を迎える親に対するサポート体制、赤ちゃんサロンや親子教室など育児支援に関する事業を切れ目なく実施するとともに、既に子どもを持つ親や、次に親になる世代が、より良い親になるための支援の充実も図る必要があります。

○なお、子育て支援や乳幼児健診、就学に関する支援などの子どもに関する情報を集約した「子育てハンドブック」の製作を行い、広く配布したところ、出産前や子どもが小さい母親から高い評価を受けています。

●結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実

若者の結婚観の醸成と婚活活動を支援し、妊娠、出産、子育てに係るライフステージに応じた、マタニティセミナーや赤ちゃんサロン、親子教室などに加え、マタニティタクシー助成の検討など、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境の整備や積極的な情報の提供等に取り組みます。

●不妊治療の高額な負担軽減のため、県の助成を受けている人を対象に市独自の助成を行っていきます。

（７）手ごろな住まい応援

○人口減少を克服するためには、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する必要があります。その第一が、地方への移住の希望に答え、地方への新しいひとの流れをつくることです。東京都在住者の４割が地方へ「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているという調査結果（注１）もでています。移住希望は、特に 10・20 代の若い世代や 50 代で高くなっています。一方、移住に対する不安・懸念として、地方の雇用や日常生活の利便性などの問題が挙げられており、こうした障害を取り除き、希望がかなうようにすることで、地方への新しいひとの流れをつくることが可能となります。

○本市も平成 24 年に定住サポートセンターを設置し、移住への相談を受け付けていますが、そこでの問い合わせや相談内容についても、住まいに関するものが 41.9%と非常に高く、そのニーズに応える施策が必要です。

○そのためには、若い世代がゆとりをもって暮らす夢をかなえるための手ごろな住宅の確保や通勤・通学しやすい地域への住宅整備促進を行なうことが必要となります。

○本市では、若者や子育て世代の定住促進のため、平成 28 年 3 月から市有地を住宅用地として分譲しました。転入、新婚、若者、子育て世帯への特典による影響もあり、平成 28 年 8 月までに 4 区画のうち 3 区画を売却しました。今後も遊休市有地を調査し、住宅分譲地としての売却可能性及び売却方法などについて検討していく必要があります。

○また、本市が平成 19 年から行った転出者アンケートによると、転出した理由の 58%が「通勤通学に不便だから」と回答しており、柳川市に住み続けるためには何が必要かとの問い（複数回答）に対しても「鉄道やバス路線などの公共交通機関」が 40.9%を占めています。不便と回答した理由として、通勤通学のラッシュ時に西鉄電車の便数が少なかったり、天神までの時間がかかったりすることが考えられます。そのため、福岡都市圏等への通勤アクセス改善のための施策を検討していく必要があります。

（注 1）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（平成 26 年 9 月 17 日）

●通勤アクセス改善

朝の通勤通学時間帯における運行時間短縮や増便などの利便性向上の要望活動等により通勤アクセスの改善に努めます。

●市有地の住宅分譲地選定

遊休市有地を調査し、住宅分譲地としての売却可能性及び売却方法などについて検討していきます。

（８）就業や女性の再就職応援

○「晩婚化」「非婚化」が我が国の出生率の低下の大きな要因となっているだけに、若い世代における結婚の希望の実現を図ることは重要です。そのためには、安定的な「経済的基盤の確保」が必要となります。本市が平成27年に実施した女性アンケートにおいても、結婚のきっかけは「結婚相手が安定した仕事に就けている」が57.4%、「結婚資金が確保できる」34.0%等経済的理由が多く、結婚への指向は強いものの経済的問題をクリアすることが前提といえます。また、国勢調査からみる15歳以上の労働力人口は、平成7年は40,634人だったのが、平成22年には、34,940人と減少しており、今後労働力人口が減少する中で、「相応の収入」や「安定的な雇用形態」、「やりがいのあるしごと」といった「質」を重視した雇用の確保が大きな課題といえます。

○本市においては、市内高校等の就業状況を見ると、優良企業でありながらも認知度が低いために、求人のタイミングが合わず、市外への就職が優先され、若者の転出が進んでいます。その結果、企業の後継者、人材不足が深刻化しています。また、市内の企業に就職しても、雇用者と企業 mismatches で離職してしまうケースもみられ、雇用者と市内企業とのマッチングが課題となっています。

○地元企業が地元の人材を雇用する際の支援や産業間の連携によって新たな雇用の場を創出することも必要です。商工団体や学校、職業安定所など関係機関と連携しながら、新卒者の地元雇用の促進をはじめ、UJIターン希望者の受入れ体制の整備、女性、高齢者や障害者などの就業の場の確保についての取組みも求められています。

○また、一億総活躍の中核となる女性の活躍を促進するため、子育てと就労を両立させる多様な「働き方」を実現していかなければなりません。結婚前・妊娠前に就業していた人が第1子出産後も仕事を継続した割合（注1）は、38%となっています。また、働き続ける上で必要なことは、正社員、非正社員共に「子育てしながら働き続けられる制度や職場環境」が必要と回答（複数回答）した人の割合が約9割という報告（注2）もあります。

○若者や育児中の女性など、働くことを希望する人のニーズに応じた就職セミナーや個別相談会、賃金未払いやセクハラなどで悩んでいる人のための施策が必要です。

（注1）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2010年）

（注2）平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書（平成24年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

●仕事観の醸成とマッチング支援

インターンシップ事業等により学生の職業選択能力及び職業意識の向上、学生と企業のマッチング支援を図ります。

●地元雇用の推進体制の確立・充実

職業安定所などの関係機関と連携し、お仕事サポートセンターを設置し、若者やUJIタ

ーン者をはじめ、女性、高齢者、障害者などの就業の充実を図ります。

●多様な働き方の支援

- ①子育てにやさしい活動を行っている企業の認定や表彰制度等の導入、広域的PRによる子育てと仕事の両立支援を行います。
 - ②就職希望者への各種セミナー、個別相談会による就職支援を関係団体と連携し行います。
-

（９）住みたい柳川転入者支援

○近年本市では農地の宅地化が進んできており、今後は農業振興地域整備計画や都市計画などとの整合を図り、計画的な居住環境づくりを進めていく必要があります。

○また、転入者の受け皿として手頃な住宅取得の支援や、空き家バンクの充実なども必要となっています。

●住宅整備の促進と居住環境の整備

①民間活力導入による住宅開発整備を促進します。

●移住・定住サポートセンターの充実と中古住宅市場の活性化

移住・定住サポートセンターによる移住・定住促進を図るとともに、空き家バンクの充実を図り中古住宅市場の活性化を促進します。

○全国的に人口減少や世帯構成の少人数化が進む中で、「柳川市に住みたい」と思われる環境づくりを進めて人口の定住化を図ることは、本市の重要な課題です。

○市外から「柳川市に住みたい」という希望を持つ人に対し、移住を後押しするための支援として本市の情報を発信したり、移住に関する不安を取り除いたりといったサポート体制の充実が求められています。

●定住移住環境づくりの推進

①移住の希望を持つ人に対して、的確な情報を発信するなど、サポートの充実を図ります。

②柳川暮らし体験施設「もえもんハウス」など、移住体験の充実を図り、移住のきっかけづくりを行います。

③市内の住宅を取得した人に対する支援の充実を図ります。

（１０）水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり

○本市では、市内を無数の掘割が巡り、独特の水郷景観を有しています。城堀を中心とした市街地部では観光川下りが行われており、情緒豊かな景観とあわせ多くの観光客の人気を集めています。

○そうした本市独特の良好な景観は、地域力やブランド力の向上につながる貴重な財源であり、市景観計画に基づいた意識啓発や連携による保護の取り組みなどの積極的な推進が必要です。

○特に、平成27年3月に「水郷柳河」として国名勝指定を受けた地域については、将来にわたる景観維持のため、その周知徹底と保存活用計画の策定が必要です。

○さらに、市景観条例に基づき、市民の癒しとなり原風景となりうる本市独特の水郷景観を保護する取り組みを検討する必要があります。本市の景観に配慮した水路の護岸を採用するなど、本市の景観特性に対応したルールを検討も必要です。あわせて屋外広告物についても、本市の景観特性に配慮した独自のルール等の検討が必要です。

○健康づくりやスポーツ、レクリエーションに対する市民の関心の高まりから、水辺公園などの公園・緑地を求める市民の声が高まっています。

○本市には、都市計画法による都市計画公園はなく、3箇所を建設予定としているのみとなっています。現在の本市の公園・緑地は2,000㎡以上のものが14箇所ありますが、身近な場所や子どもの遊び場としての公園整備を求める声も強く、これからの課題となっています。

○公園の管理については、市が直接管理をしているところや地元や団体に管理をゆだねているところがありますが、今後は市民との協働によって公園・緑地を守り育てていく管理体制を築いていくことが必要となっています。

○また、市内に緑あふれる快適な空間を創出するため、古木、大木や緑地を残していく取り組みを進めながら、身近な緑を増やしていくことが大切です。

●良好な水郷景観の形成と保全

水郷柳川のイメージを形成している掘割を良好な環境として保全することで、農商工業への波及効果を高めていきます。

●水郷景観の保全

①本市の良好な景観を守るため、柳川市景観計画に基づく施策を実施し、市民、事業者の意識啓発や行政との連携を進めていきます。

②国指定名勝「水郷柳河」については、指定の周知を図るとともに、保存計活用計画の策定を進めます。その他の地域については市景観条例に基づき、本市独特の水郷景観の保全に努めていきます。

③屋外広告物に関する独自ルールについて検討していきます。

●公園・緑地の整備

市民の憩いの場としての公園・緑地の整備や管理を行っていきます。

●市民との協働による維持管理体制づくりの推進

市民との協働によって公園・緑地を守り育てていく管理体制を築いていきます。

●緑地保全と植樹・緑化事業の推進

古木、大木の保全と、身近な場所の緑化を促進します。

○市内には、大小の河川や水路、掘割が網の目のように巡っていて独特の水郷景観を形成していますが、その水の大部分は矢部川水系に依存しています。

○矢部川に水利権を持つ団体として柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合、花宗用水組合があり、慣行により上流で集められた水は唐ノ瀬堰、花宗堰で分水されます。市内への用水は、矢部川上流の花宗堰から始まる花宗川と、矢部川支流の沖端川の岩神堰から始まる塩塚川、二ツ川堰から始まる二ツ川、そして磯鳥堰から始まる太田川、さらに矢部川の松原堰下流の干出堰（大和堰）から供給されます。

○本市の基幹産業である、農業・水産業・観光業の振興と、快適な生活空間の創出のためには、良質で豊富な水量（流量）が不可欠ですが、水量は、矢部川上流の日向神ダムから放流される水量に大きく影響されることから、矢部川流域の自治体や関係機関と連携し、水量を確保していくことが本市の最重要課題となっています。

○生活排水については、公共下水道や合併処理浄化槽で処理されないものは、水路に排水されていて、市街地や集落内の水路の水質汚濁の主な原因となっています。また、近年では水路に泥土が堆積したり、雑草が繁茂したりして水の流れを阻害する原因ともなっています。

○本市に公共下水道は平成14年に供用を開始し、汚水は市南部にある柳川浄化センターで処理し、処理水を高畑公園内のせせらぎ水路に放流しています。

○本市の平成27年度における生活排水処理の状況は、公共下水道が12,309人、合併処理浄化槽が37,671人で、汚水処理人口普及率は73.2%となっています。今後さらなる水環境の保全を進めるため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めていく必要があります。

○水の確保や水質を浄化するためには、何よりも水に対する意識啓発を推進することが大切で、市民一人ひとりが自分たちの問題として認識するとともに、協働して取り組むことが求められます。

○また、子どもに頃から掘割や水質浄化の大切さを学ぶことによって、掘割を守り育てる心を育てていくことが大切です。

● 水量の確保

- ① 上流の水利団体等関係機関との連携強化を図り、水量の確保を図ります。
- ② 河川、水路の浚渫や整備を進め、流量の確保を図ります。
- ③ 樋管、水門等水利施設の維持管理を行い、適切な水量調整を行います。

● 水質の浄化

- ① 公共下水道の整備を進め、接続率を向上させることで水路の水質浄化を図ります。
- ② 公共下水道の供用区域以外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ③ 市民の水環境に対する意識啓発を図り、環境保全の取り組みを促します。

● 協働による意識高揚

- ① 流域連携による啓発活動を充実します。
- ② 本市における水慣行、水質浄化の取り組みを紹介しながら、環境教育の充実に努めます。

● 掘割を守る心の醸成

掘割を守り育てる心を育むため、子どもの頃から掘割や水質浄化の必要性を理解するよう啓発、教育に努めます。

(11) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信

○本市は、川下りなどの観光資源から、観光地としてのイメージは定着してきているものの、生活する場としての居住環境の良さや生活利便性の良さを市外の人に理解してもらうイメージ発信が不足していると考えられます。そのため、市外居住者で移住を検討している人に対して、本市を移住先に選んでもらえるよう、暮らしやすさなどをアピールするような情報発信等を行っていく必要があります。

○本市では、平成22年に柳川市ブランド推進協議会が発足し、地域イメージのブランド化と、地域発の産品・サービスのブランド化を結びつけてブランド推進事業を展開していますが、より一層の取り組み強化が必要とされています。

○本市のイメージアップの取り組みとして、市民参加によるプロモーションビデオの作成やご当地映画の作成を行い、発信していますが、様々な対象に継続的に発信していく取り組みが求められます。

○また、移住を考えている人に対して本市の暮らしやすさを実感してもらい、移住の決断を後押しする仕組みも必要です。市民による柳川ライフスタイルの発信や、地域おこし協力隊員による柳川の魅力発信など、多方面に情報が届くよう媒体等も考慮しながら取り組むことが必要とされています。

●移住、定住に向けての情報発信

①移住を検討している人をターゲットに、本市の暮らしやすさや魅力を発信し、本市移住への決断を後押しするとともに、移住、定住フェアなど、移住に興味がある人や移住を考えている人に対し、直接働きかける機会を利用し、本市への移住促進を図ります。

②プロモーションビデオ、映画やテレビのロケなど、本市のイメージアップにつながる情報を様々な媒体により発信に努めます。

③本市の魅力を、住民や訪問者が発信することにより本市のイメージアップにつながるように働きかけていきます。

(12) 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上

○本市は、掘割が市街を巡る独特の水郷景観を有していて、川下りを目的に訪れる観光客も多く、掘割は本市のイメージを形成するものとなっています。そのため、市民の意識の中では柳川と言えば「掘割」、「川下り」というイメージを持つ人が多いと思われます。しかし、市民で川下りをしたことがある人は21.9%と少なく、実感として自信を持って外部の人に誇れるものになっていないとも考えられます。まずは市民が川下りする機会を増やし、体験することで、「掘割」「川下り」という地域の資源の良さを理解してもらう必要があります。

○これまでも、結婚式など晴れの舞台としての掘割の利用がされていますが、市民の多くがイベントの折々に掘割や川下りを楽しみ、柳川に住んでいてよかったという郷土愛を醸成することが必要です。

○併せて、水辺の散歩道など掘割沿いの遊歩道を活用することで、市民が普段から水辺に親しむ生活習慣を持ち、掘割のある風景が市民にとって憩いと安らぎを感じる風景となるような取り組みが必要です。

●掘割を活かしたイベントの実施

- ①市民による観月舟や花見舟の利用促進を図ります。
 - ②掘割や川下り舟を利用した結婚式や、節句（ひな祭り、端午）、成人式、七五三等、生活の中にあるイベントの際の掘割、川下りの利用を促進します。
 - ③掘割沿いのウォーキングコースの開発を進めていきます。
 - ④功績のあった市内在住者、出身者の川下りパレードの実施について検討します。
-

（１３）魅力ある市街地の新たな形成

- 人や物の活発な流れを促し、広域的な地域間交流をスムーズにするため、計画的で効率的な道路網の整備が必要です。
- 有明海沿岸道路は、地域高規格道路として建設が進められており、平成２９年度には暫定２車線で福岡県内４市が直結します。また国道４４３号バイパスは九州縦貫自動車道みやま柳川ＩＣと有明海沿岸道路徳益ＩＣを結んでおり、南筑後における交通の要衝としての整備が進んでいます。
- 一般県道、都市計画道路は地域高規格道路や広域幹線道路に有機的に接続し、市民の交流を促進する幹線道路ですが、多くの路線に未整備の区間が残っているため、早期の整備が求められています。
- 市民の生活道路である市道も、計画的に改良が進められていますが、幅員が狭く、自動車が離合できない道路も多いため、安全面や防災面からも拡幅等の対策が求められています。
- 今後は、安全、防災、快適性、景観への配慮など多様な面に配慮した道路整備が必要です。また、危険箇所の改良に努めるとともに、子どもや高齢者、障害者など、すべての人の通行に配慮したユニバーサルデザインによる道路空間の整備を進めていくことも重要な課題です。
- 西鉄柳川駅周辺では、平成２９年度完了予定で柳川駅東部土地区画整理事業が進んでいます。商業ゾーンに大型商業施設がオープンし、ホテルの建設も進んでいます。一方で活用方法が決まらない土地も見られることから、今後新たな民間活力の導入による適正な土地利用の誘導と商工振興策をあわせ、地区計画というまちづくりのルールのもと、定住と賑わいの創出を図る必要があります。
- 中島二重地区では平成２９年度完了予定で住宅市街地総合整備事業（密集型）を進めており、市民の安全を守り快適な生活を実現するため、矢部川・中島地区河川改修事業と事業間の調整と効率的な事業実施により早期完成を目指す必要があります。

●道路交通網の体系的な整備

- ①市町村を連携する地域高規格道路（有明海沿岸道路や広域幹線道路（国道や主要地方道など）の整備を促進します。
- ②市内で地域を結ぶ地域間幹線道路（一般県道、市街地外環状道路）や都市計画道路の整備を進めます。
- ③スムーズな交通や歩行者等の安全を図るため、生活道路となる市道（狭隘道路の解消）の整備を進めます。
- ④道路環境（ユニバーサルデザイン、未改良区間の道路や交差点の整備、周辺の空間と調和した道路の景観づくり、来訪者にとって分かりやすい案内・誘導サインの整備）を向上させます。

●土地区画整理事業地の土地利用

地区計画に基づき、定住と賑わいのある土地利用となるよう誘導していきます。

●密集市街地の整備

中島二重地区の住宅市街地総合整備事業の早期完成を目指します。

○魅力ある定住環境づくりを進めて人口の定住化を図ることは本市の重要な課題です。このため、まちづくりに総合的に取り組むことで拠点性を高めていく必要があります。

○本市の住宅の状況は、持ち家率は76.8%（平成22年国勢調査）と高いものの、一部の地区では住宅が密集し、道路幅員も狭いなど、居住環境には改善すべき課題が少なくありません。今後、土地利用計画や都市計画などとの整合を図り、市民・民間事業者・行政が連携した計画的な居住環境づくりを検討していく必要があります。また、居住環境の整備を進めていくため、優良宅地及び優良住宅認定制度を活用することも今後の課題です。さらに、移住、定住化を進めることで、市街地の空洞化を防ぎ良好な居住環境につなげていくことも大切です。

○本市の市営住宅は、14団地、569戸のうち、約半数の7団地、293戸が築30年を超えています。市民の生活スタイルが多様化している中で、これからのニーズに対応していくためには、公営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者や若者のニーズに対応した建て替えを進めるとともに、予防保全的な維持管理及び改善等の計画的取組が必要です。

●住宅の整備と居住環境の整備

①住宅開発が予想される地区における用途区分の見直しを行います。

●市営住宅の整備

①公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な維持管理や改修を進めます。

②高齢者や若者のニーズに対応した市営住宅の建替えを検討します。

（１４）健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実

○わが国の高齢化率は世界に類を見ない速さで上昇しており、平成１９年には高齢化率が２１％を超え、「超高齢社会※」を迎えました。その後も高齢化率は上がり続け、平成３７年には国民の３人に１人が６５歳以上、５人に１人が７５歳以上という社会が到来することが問題となっています。本市においても平成２８年４月において高齢化率は３０．９％に達しており、国に比べて早いペースで高齢化が進んでいます。また、本市の単身高齢者数は昭和６０年に比べて平成２８年では６．６倍となっています。

○これからは、高齢者が地域社会の中で生き生きとした生活を送れるような仕組みづくりが必要となってきます。そのためにシルバー人材センターのような生きがいがづくりの機会の提供や、介護ボランティア、介護予防サポーターの養成など、介護予防や高齢者を支える地域の助け合いの仕組みを支援していくことが大切です。

○医療の分野では、老人保健制度が廃止され、平成２０年度からは７５歳以上の人全てを対象とする「後期高齢者医療制度」に切り替わりました。しかし、高齢者の医療費は増え続けており、医療費の適正化が課題となっています。

○介護保険制度においては、本市は福岡県介護保険広域連合に加入して対応していますが、高齢化率の上昇に伴い、介護認定数の増加による介護給付の上昇が介護保険財源を圧迫していて、今後介護保険料や介護サービス利用者の自己負担の負担が大きくなることが考えられます。

○また、団塊の世代が７５歳以上になる平成３７年をにらみ、介護予防に努めるとともに、介護だけでなく医療、看護など一体となった大きな仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築が大きな課題となっています。高齢者が住みなれた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう関係機関と連携しながら、市が中心となり「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」の包括的な体制を確立させる必要があります。

※「超高齢社会」・・・高齢化率が７％を超えた社会を「高齢化社会」、１４％を超えた社会を「高齢社会」、２１％を超えた社会を「超高齢社会」という。

●高齢者が生きがいを持てる環境づくり（福祉課、商工振興課）

①高齢者の社会参加の仕組みづくり（福祉課）

②シルバー人材センターの活動支援（商工振興課）

③介護ボランティア活動の支援と介護予防サポーターリーダーの養成（福祉課）

●医療費の適正化

増大している高齢者の医療費の適正化を図ります。

●介護保険制度の充実

①「地域包括ケアシステム」を構築し、住まい、医療、介護、看護をひとまとめにした大きな仕組みを作ります。

②認知症に対し、早期に鑑別診断が行われ速やかに適切な医療、介護等が受けられる認知症初期集中支援チームの設置を推進します。

③高齢者が住みなれた地域で生活を送れるよう、地域住民の支えあいを支援していきます。

○平成24年度における本市の原因別死亡者数は、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の順で多くなっています。本市では、市民の健康管理のため各種健診を実施するとともに、保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導についても国民健康保険被保険者に対し実施しています。今後は各種検診、特定健診の受診率向上を図るとともに、健康増進や生活習慣病の予防など一次予防に重点を置きつつ、より効果的な健康教育、健康相談、介護予防事業、訪問指導などの保健事業を展開していく必要があります。

○保健事業と同時に、生活習慣病予防の観点から食の重要性を認識してもらい、食育の周知などを行う食生活改善事業の推進も求められています。

○母子保健事業では、妊婦を対象としたマタニティセミナーや妊婦健康診査の費用助成、出生児の全戸訪問、乳幼児の各種健康診査や教室、父子健康手帳の交付などを行っています。また、「予防接種法」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく各種予防接種の実施については、接種率を上げるための工夫も必要です。

○子育てを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、女性の社会進出などにより大きく変化しています。このため家庭や地域での子育て機能は低下し、育児支援に対するニーズも多様化してきています。今後は各種保健事業の充実や育児情報の提供、育児不安の解消など、育児に対する切れ目のない継続的な支援体制の構築が求められています。

○健康づくりを進めていく上で、市民一人ひとりが意識啓発を図っていくことが重要です。本市では「明日の健康 自分でつくろう元気な柳川 ～すすめよう 生活習慣病・がん・介護予防対策を～」をスローガンとして健康教室の開催やイベントの充実に取り組んでいます。

○市内の医療機関の設置水準は、人口10万人当たりの病院数で県全体の水準を上回っています。地域救急医療体制については、在宅当番医制、病院群輪番制、歯科休日急患業務、ドクターヘリの運用などがあり、体制の整備がなされています。小児救急医療体制としては大川市の高木病院による24時間受け入れ体制がとられています。

○今後は、地域医療に対する需要も多様化する傾向にあるため、広域的な連携のもとで医療体制や診療科目の拡充など、適切な医療の確保が重要となっています。

●健康管理の推進

①健康管理システムを活用し、国が策定している「健康日本21（第2次）」等に基づく健康づくり事業を推進します。

②早期発見、早期治療のため、各種がん検診や特定健診・特定保健指導などの充実・強化を図ります。

③食生活改善事業を進め、食育の周知に取り組みます。合わせて、生涯を通じた健康教育を推進します。

④母子保健事業を充実するとともに、多様化する育児ニーズに対応して、切れ目ない継続的な支援を行っていきます。

●医療体制の整備

①市民が必要な時に適切な医療が受けられるような体制づくりを進めます。

②救急医療体制については、在宅当番医制度等において医療機関の協力を得ながら、さらに体制の充実を図っていきます。

③広域的な連携のもと高度医療施設との連携強化を図り、診療科目の充実等を図っていきます。

○本市の身体障害者数は平成27年3月末現在3,692人で、やや増加傾向にあります。部位別では肢体不自由が53.9%とほぼ半数を占めています。内部障害は26.7%で、その中でも腎臓機能障害の増加が顕著です。

○知的障害者は平成27年3月末現在543人となっています。また精神障害者は388人となっており、10年前と比べて2倍以上増加しています。

○国は、改正「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」を施行し、障害者福祉政策の総合的、計画的な推進に向け取り組んでいます。

○市では、国の動向を受け、障害福祉計画・障害者福祉計画の策定・実現・達成に向け、地域全体で障害のある人を支える力を高めるために、障害にある人やその家族、行政、福祉関係者、保健医療関係者及び企業等が知恵を出し合い、それらを共有するためのネットワークを構築することが重要です。

○地域社会におけるボランティア団体を育成して組織を強化するとともに、ユニバーサルデザインの普及による生活環境の充実や、啓発活動の推進により障害者の社会参加を促進していく必要があります。

●ネットワークづくりの推進

障害のある人を支える力を支えるための知恵を共有するためのネットワークづくりを行います。

●ボランティア団体の育成・強化

ボランティア団体の育成・強化を図ります。

●障害者の社会参加の促進

ユニバーサルデザインの普及を図るとともに、啓発活動を推進して障害者の社会参加を促進します。

○本市のひとり親世帯数は、平成22年度において母子が410世帯、父子が41世帯となっており、母子は年々増加傾向にあります。核家族化に加え、地域での付き合いも希薄化し、子育てに不安と孤独感を感じる親が増加する中で、ひとり親世帯では特にその傾向が強いと考えられます。

○子どもの貧困については、平成26年8月に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されていて、相談体制の充実や経済的自立に向けた支援をはじめとする総合的な対策を進めていく必要があります。市では、ひとり親の経済的支援や、相談体制の充実といった観点からひとり親家庭等医療費支給制度を実施しています。

○本市の生活保護世帯の状況は、平成27年度末で703世帯976人であり、人口1,000人当たりの生活保護受給者数は13.8人となっています。現在と同じような経済・社会情勢が続く限りにおいては、生活保護受給者数は横ばいかやや増加傾向で推移すると考えられます。そのため、制度の適正な実施に努めるとともに、生活困窮者に関する情報を把握するため、市民に対する制度の周知を行い、関係機関及び民生委員・児童委員との連携を図っていくことも重要となっています。

○本市の国民健康保険の加入者は、平成27年度において19,483人で、総人口の28.5%を占めています。国民健康保険は市民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしていますが、加入者の高齢化や医療費の増大により極めて厳しい財政運営を強いられています。

●ひとり親世帯への支援

①ひとり親世帯への相談体制を充実します。

②生活安定、自立の促進のための支援を行います。

●低所得者への支援

①生活困窮者に対する相談体制の充実を図ります。

②生活保護制度の適切な実施により、受給者の生活の援護を行います。

③民生委員やケースワーカーなどによる生活相談・指導の充実を図ります。

●国民健康保険制度の充実

国民健康保険財政の健全化を図り、制度の充実に努めます。

（１５）広域連携によるまちづくり

○本市のような地方都市では、定住人口と生産年齢人口の減少に伴い経済活力が低下していくことが予想されるため、交流人口を増やして地域経済への波及効果を高めていくことが大切です。これまで本市では、定住自立圏の構成市である県南と熊本県側との連携、筑後七国推進協議会によるホークスファームを活用した事業展開、九州のひなまつり等のテーマで連携を図ってきました。広域のエリアでの連携では、各自治体の温度差が出ることもありますが、回遊性、周遊性を高め、交流人口を増やしていくことが大切です。

●交流人口を増やすための効果的な誘致事業の展開

ターゲットとする層にきちんと情報を届け、交流人口、特に個人旅行客の増加を図ります。

○道路網や高速交通網の整備により市民の生活圏は行政区域を超えて大きく広がっています。また、各自治体共通の課題である少子高齢化や人口減少に関して、各自治体で様々な取組が行われています。

○現在、本市とその周辺自治体では、地域活性化や地域のネットワークの強化等に関する課題解決のために「有明定住自立圏」の協定を締結したり、目的に応じ協議会等を設置したりするなどして課題解決を図っています。また共通の目的の実現を図るための西鉄天神大牟田線複線化期成会」のような期成会や、ごみ処理・葬祭事業のための一部事務組合の設立も行われています。

○福岡県内では、広域地域振興圏域ごとに地域振興プロジェクトを実施していますが、柳川市が含まれる「有明」圏域は「久留米」や「八女・筑後」の両圏域と一緒に筑後ネットワーク田園都市圏構想のもと筑後田園都市推進協議会を組織し、定住や観光といったテーマで部会を設けるなどして地域の活性化を図っています。

○筑後市に「ベースボールパーク筑後」が誘致、建設されたことを契機として、筑後地区の５市２町（柳川市、筑後市、八女市、大川市、みやま市、大木町、広川町）で筑後七国ホークス連携協議会を設立し、ベースボールパークを使った共同事業を行うなどして、域内住民の交流の活発化を図っています。

○これから広域的な課題に対処していくため、また効率的な行政運営を行っていくためにも近隣自治体との連携は益々重要になっていきます。また、行政事務の効率化や職員交流、さらには行政経営の視点を持って広域行政を推進していく必要があります。

●広域的施策の連携強化

各自治体共通の課題に対し、周辺自治体等と連携し課題解決にあたります。

●広域的な市民サービスの充実

公共交通など、市域を超えて取り組みが必要な課題に対して、周辺自治体と協力し、課題解決にあたります。

●国・県・関係機関の連携強化

国が進めている地方創生事業などや、県が進めている筑後田園都市推進評議会など、広域的な取組が求められるものについて、国、県、関係機関等と協力して広域連携を進めていきます。

●広域行政の推進

広域的な課題に対処するため、行政事務の広域化や職員交流、行政経営の視点を視野に入れた広域行政を推進していきます。

（１６）快適な暮らしが出来る生活基盤の整備

○本市の水道水は、一部原水として利用している磯鳥及び村矢加部の地下水を滅菌した浄水と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しています。

○本市における上水道普及状況は、平成２７年度において給水区域人口 68,279 人に対して給水人口 65,368 人で普及率 95.7%となっていますが、平成 18 年度以降給水人口は微減傾向にあります。上水道事業の経営は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としているため、少子高齢化による人口減や節水意識の浸透等によって給水人口や給水量の減少が見込まれる中で、老朽化した施設や管路の耐震化等を進めていかなければならず、今後水道事業経営に際してはより一層計画的な設備投資を行っていく必要があります。

●水資源の確保と水質の保全

- ①上水道の安定供給のため、複数の水源を確保し、安定的な供給を行います。
- ②市民の安全のため、水質の保全に努めます。

●計画的な設備投資と経営の安定

- ①老朽化した管路や施設の計画的な更新を行います。
- ②将来の給水人口の減少もにらみながら経営の安定に努めます。

○本市は、河川と有明海に囲まれ、自然環境に恵まれているところですが、その良好な自然環境が少しずつ失われてきています。本市が将来にわたって発展していくために、環境をこわさずに、自然と共存できる循環型社会をめざす必要があります。

○本市のごみ処理については、現在稼動しているクリーンセンターが老朽化し更新の時期を迎えているため、新たにみやま市と共同で新しい焼却施設を整備することとしています。また、本市独自で新たなリサイクル施設を整備する予定です。

○本市のごみの排出量は減少傾向にあります。今後さらに減量化、再資源化等を進め、ごみの排出量を抑制するため、市民と一体となって、使い捨ての生活の見直し、リサイクル品目の拡大、生ごみの堆肥化などの取り組みを進めていく必要があります。

○今後、環境の負荷を軽減する新エネルギーの推進や自然環境の保全、環境と調和した生活の改善などを総合的にまとめた「環境基本計画」の改訂とあわせ、ごみ減量化のための「柳川市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っていく必要があります。

●ごみ処理の推進

- ①みやま市と共同で新しいごみ焼却施設の建設を進め、また本市独自でリサイクルセンターを建設します。
- ②ごみの減量化、再資源化を進め、ごみ排出量を抑制することによって循環型社会の実現

を目指します。

●柳川市一般廃棄物処理基本計画の見直し

ごみ減量化のための「柳川市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行います。

○本市では、若年層の市外転出等の影響もあり、居住者がいなくなったまま適正に管理されなくなった空き家が増えています。

○管理されない状態が長く続いた空き家は防災、衛生、景観等において、周囲の地域住民の生活環境を損なっていて、こうした空き家に対する相談も多く寄せられています。

○平成27年には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されていて、市ではこれに基づき、空き家の所有者に対して適正な管理をお願いするとともに、空き家等の利活用を促しています。

○本市では、水質や自動車騒音などの調査を定期的に行っていますが、環境に関する相談は年々増える傾向にあります。

○ごみの野外焼却（野焼き）は平成13年に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正によって禁止されましたが、未だに野外焼却や不法投棄等の行為は後を絶ちません。

○飼い犬の糞の放置や放し飼い、野良猫への餌付け等、ペット等の飼い主の一部のマナー違反も見られます。そのほか、畜舎や撤去後のノリ網等から発生する害虫について、管理者とともに対策を行う必要があります。

○住民の自主的な活動として、クリーン連合会を中心に一斉清掃や害虫駆除等が行われており、団体の連携強化の促進と支援を行う必要があります。

○そのほか、道路や水路の清掃等を通じて環境を守るボランティア団体も多数設置されていることから、より一層活発な活動が行われるよう支援していくことが必要です。

●空き家対策の推進

①空き家の適正な管理を所有者をお願いするとともに、危険な特定空家については所有者の協力を得て解体を促進します。

②空き家の流通を促進するとともに、移住・転入者の受け皿としての利活用を促します。

●ごみの野外焼却及び不法投棄の防止に向けた取り組みの充実

①市民との協働により監視体制の充実を図ります。

②モラル向上のための啓発活動の充実を図ります。

●ペットの適正な飼育に向けた啓発活動の充実

ペットの放置・放し飼いや野良猫への餌付け等、マナー違反に対する啓発活動に取り組みます。

●清掃活動及び害虫対策の推進

クリーン連合会を中心に団体の連携強化と支援の充実を図ります。

○本市の葬祭場（火葬場）については、一部事務組合で運営する有峰苑により火葬を行っているが、施設の老朽化のため、新施設の建設が必要となっています。

○本市では墓地の管理に関するルールがないため、新たなルールづくりが求められています。

●本市の葬祭場については、みやま市との一部事務組合により、みやま市に新施設を建設します。

●墓地について、適正な管理がなされるような仕組みづくりを進めます。

(17) 安全、安心のまちづくり

○消費生活を取り巻く環境は、インターネットを利用した取引の増加や、クレジット販売、通信販売、訪問販売等、多様な形態があり、消費者の利便性が向上する一方で、取引に関するトラブルも発生しています。さらに、高齢者や若者を狙った架空請求などの悪質商法も増え、社会問題化しています。

○消費者被害防止のため、消費生活相談体制の充実に努めるとともに消費者教育の推進及び消費生活の基礎知識等の普及啓発の充実に努めることが必要です。

●消費者保護の充実

①高齢者や若者を対象に、悪質商法等消費者トラブルの実態等の情報提供やトラブルに巻き込まれないための心構え等の普及啓発に努めます。

②消費生活相談体制の充実に努めるとともに、消費者教育及び消費生活の基礎知識等の普及啓発の充実に努めます。

○本市の市域のほとんどは海拔0～4mの平坦地で、周囲を河川や有明海に囲まれているため、高潮や河川の氾濫等による水害を受けやすい地域です。平成24年九州北部豪雨で大きな被害を受けたこともあり、市民の防災に対する意識も高まっています。

○災害被害の予防のため、ハード面では海岸の高潮対策や河川の改修、整備、防災無線の整備等、ソフト面では自助、共助による地域の防災力を高めるための自主防災活動の強化が必要とされています。

○本市では、避難行動要支援者である高齢者、障害者等が多く、日頃から多くの住民が参加する自主防災活動を推進していく必要があります。

○発災後、復旧期についても、被災した住民が速やかに元の生活に戻れるように、効率的、効果的な復旧、復興活動が行われることが必要です。

○市民に対する災害情報の提供については、メールを活用した災害情報配信システムが稼働しています。

○火災に対しては、常備消防については高層建築物に対応する梯子付消防自動車等や消火栓等の消防設備が、非常備消防では計画的な訓練や、消防自動車や詰め所の計画的な整備が求められています。また、消防団員の世代交代により経験の浅い団員が増えているため、計画的な訓練等を実施していく必要があります。

○救急は高齢化の進展とあわせるように入場件数が増加しており、体制強化を図るとともに、福祉部局や関係機関と連携して地域包括ケアシステムに積極的に関与していく必要があります。また、本市の救急の搬送件数（平成27年、4,245件）のうち軽症であったもの（同、1,578件）が3分の1以上を占めていることから、救急車の適正利用につい

て、市民に周知していくことが必要であり、小児救急電話相談（＃８０００）や救急電話相談（＃７１１９）の活用とあわせて啓発を行っていく必要があります。

●防災対策の整備充実

①地域防災計画、水防計画、国民保護計画の策定により災害時に速やかに行動できるよう、防災体制の整備充実を図ります。

②災害の発生状況や避難勧告などを、市民全てに速やかに伝達できる情報システムの充実を図ります。

③相互扶助の気運醸成により、震災のような市全体にわたる災害に対し、自主的かつ地域ぐるみで救助活動ができる自主防災組織の育成を促進します。また防災に対する知識や災害時の避難経路、洪水ハザードマップ※の提供など情報提供や研修、訓練を行い、防災意識の高揚を図ります。

●消防救急体制の整備充実

①市民の防火意識の高揚に努めるとともに、事業所などに対する防火指導や危険物の取り扱い指導、高齢者世帯の防火診断など火災予防活動に努めます。

②市民に対して、消火器や自動体外式除細動機（ＡＥＤ）※の講習会や訓練を受ける機会を増やし、受講を促します。

③建物の高層化や高度な救命行為に対応できる資機材装備の充実を図ります。

※洪水ハザードマップ・・・河川等が氾濫した場合に備えて、地域住民がすばやく安全に避難でき、被害を最小限に抑えることを目的に、想定浸水・氾濫、避難場所、避難経路の位置、情報入手方法などの各種防災情報を地図上に明示したものの。

※自動体外式除細動器（ＡＥＤ）・・・心停止の際に電気ショックが必要かどうかを判断し救命の手順を音声で指示する心臓電気ショックの器械です。平成１６年７月１日から、医療関係者でなくても使用できるようになりました。

○本市では、市民と関係機関、行政、警察が連携して毎週金曜日に「一斉街頭活動」を行う「安全で安心できるまちづくり」に取り組んだ結果、以前より犯罪発生件数は大きく減少しました。この活動は様々な団体や個人の人たちが、防犯活動の姿を見せることで、犯罪・事故の抑止を図ろうとするもので、現在では活動も広がりを見せ、曜日を問わず登下校の見守りなどに多くの市民が協力をしています。今後も地域やコミュニティの自主的な活動として、このような活動を進めていくことが必要です。特に、最近では子どもが被害者となる事件が増えており、地域で子どもを守り育てる環境整備を推進していくことが求められています。

○交通事故については、高齢社会の進行により加害者、被害者ともに高齢者である事故が増

えつつあり、今後は高齢者を対象に、運転者や歩行者の安全教育やマナー向上を図ることが求められています。また、自転車通学の生徒に対する安全指導や、道路の危険箇所に対して防護柵や道路反射鏡などの交通安全施設の整備、道路の改良等、交通環境の整備を進めていく必要があります。

●防犯体制の充実

①広報紙やホームページを通じた啓発活動を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。また、警察や防犯協会など関係機関と連携し、地域防犯体制の充実を図ります。

②子どもの安全を確保するため、学校、家庭、地域、行政、警察が一体となって活動を行っていきます。また、危険箇所マップの更新や防犯ブザーの配布など、子どもたちに対しても意識啓発を行っていきます。

③通学路や地域の危険箇所など、必要な場所に防犯灯が設置されるように努めます。また、緊急に対応すべき事案が発生した場合に警察、行政、教育委員会、関係機関などがすぐに対応できるように緊急連絡体制の整備を促進します。

●交通安全の確保

①警察や関係機関と連携して、保育園、幼稚園、学校、企業、各種団体などで実施されるあらゆる機会を捉えて交通安全意識の高揚を推進します。特に高齢者や児童など交通弱者に対しては、一層の交通安全教育を実施していきます。

②交通事故防止と歩行者などの安全確保のため、交通量が多い道路や事故が多発している道路、通学路を中心に歩道の設置やカーブミラー、防護柵などの交通安全施設の整備、充実を図ります。

(18) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

○若者の人口流出は、地元の雇用が少ないことが1つの要因となっており、地場企業の振興は、雇用の創出につながります。そのためには、経営戦略をもった商品の開発と販路拡大が必要であり、異業種や同業者の連携による強固なブランドを確立していかなければなりません。

○市内の農水産物を使用した商品開発を行い、異業種交流や産業間の連携を図り、その結果、商品開発の意欲が向上し、独自でお土産品の開発を行う事業者も増えてきています。さらに事業者のスキルを磨くため、ターゲットにあった商品コンセプトやデザイン、価格設定、表示ラベルや知的財産権の法的整備などの講座や商品開発から販路拡大までの支援の充実が必要です。

○観光客や地元市民にも親しまれる販売、休憩を備えた情報発信拠点として、特産品を扱うアンテナショップ「おいでメッセ柳川」を平成23年に設立しました。また、アンテナショップや市内の事業者で、首都圏や福岡都市圏の百貨店やイベントに出展し、バイヤーと商品・事業者をつなげたり、出展補助と併せて商談会の情報提供を行うなど販路拡大の支援をしています。

○また、商店街の垣根を越えた市内事業者の取組みである、市内統一ポイントカード「やなぼ」事業やプレミアム商品券発行事業を支援、推進するなど市内における消費の喚起を図ることも必要です。

●地場企業の発展による地域活性化

地場企業の振興を図り、経営拡大を支援することで、雇用の創出を図ります。

●地場企業に対する経営相談・支援の強化

地場企業の経営強化のため、経営相談やネットや海外などの販路拡大、商品開発など支援を行います。

●市内消費喚起による地場企業の活性化

市内統一ポイントカード「やなぼ」事業やプレミアム商品券発行事業を支援することで市内消費喚起を図り、地場企業の活性化を図ります。

○本市の工業の状況は、平成26年度の事業所数（従業者4人以上）が160所、従業者数は3,138人、製造品出荷額は約479億円です。事業所を業種別にみると、水産物などの食料品製造業が38.2%、生産用機械製造業が17.6%、次いで家具・装備品製造業や金属製品製造業が7~8%台で続いています。本市の製造品出荷額は、平成21年からの5年間で40.1%減と大幅に落ち込んでいます。業種別にみると、食料品製造業は安定しているものの、ほとんどの業種で減少傾向にあります。1事業所当たりの従業者数は19.6人（県平均の約52%）、

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

製造品出荷額は 299 百万円（県平均の約 20%）、従業者 1 人当たりの製造品出荷額は 1,525 万円（県平均の約 38%）と生産性も低位になっています。

○本市には中小規模の事業所が多く、また工場の集積地はなく事業所が点在している状況です。また、地域の景気の低迷や後継者不足等の課題もあり、地場企業の経営体質を改善し、持続可能な産業を確立することが求められます。

●基盤整備の推進と事業拡大支援による工業の振興

産業の集積を図るなどの基盤整備を推進し、事業拡大や生産性の向上のための機械導入などの支援を行います。

●相談体制の充実

企業訪問等により、情報収集や相談体制の充実を図ります。

○本市の人口減少は、高校卒業後の進学や就職を契機とした若年層の転出が大きな原因で、市内には、大きな雇用力を持つ大企業がほとんどなく、雇用の受け皿が十分でないという現状があり、市内の雇用の場の確保は、喫緊の課題となっています。

○安定した就労機会が地元で提供されるためには、雇用を受け入れる企業の立地促進や、自ら雇用を生み出す創業に対する支援が必要です。そのため、地元企業の事業拡大等に対する支援に加え、外部から企業が進出しやすい、市内での創業がしやすい条件整備などに積極的に取り組まなければなりません。また、テレワークやフリーランス、クラウドワーキングなどの新しい働き方を想定した取組みも必要になっています。

●企業誘致の推進

外部の企業が進出できる土地あっせんや誘致活動を進めます。

●企業が進出、創業しやすい条件整備の促進

用途地域や農業振興地域の見直しなどにより、計画的に企業団地等の産業拠点を検討することや新たな働き方を想定した取組みを進め、進出・創業しやすい条件の整備を図ります。

●地元高校や大学との連携と交流促進

地元高校や大学、関係機関と連携しながら、インターンシップ制度を確立し、地元雇用の定着を図ります。また、柳川の良さや職場などの地元を知ってもらい、将来的に帰ってもらうための取組を進めます。

○既存産業の新たな発展のためには、生産の枠を超えた交流・発信の取組みが不可欠です。そのためにも人材の掘り起こしと産業間の連携強化が必要です。

○また、既存の商品については、商品そのものを PR するだけでなく、商品の質や生産者

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

の思い、市民の暮らしの中で受け継がれてきた歴史文化町並みなど地域性と合わせて情報発信を行うことで付加価値を付け、ブランド力の向上を図る必要があります。

○特産品や地域資源を活用した集客と交流は、地域一体となることで、相乗効果が期待できます。産業間や異業種の連携だけでなく、同業者が団結することで、さらに強固なブランドを確立していかなければなりません。

○地域の所得向上と稼ぐ力を強化し、持続的な地域活性化を図るためには、産業を跨いだ人材の掘り起こしや、企画・運営ができるコーディネーターとなる人材育成が必要不可欠です。

○また、鰻、お菓子、醸造、海苔など一緒に物産展に参加する事で、柳川全体のイメージを発信しながら異業種交流を図りました。観光と連携することで、マーケットが広がり、新たな需要が産まれるため、観光と併せた産業PRを進めて行く必要があります。

●異業種交流促進

異業種と交流することで、新たなアイデアや地域資源を活かした商品開発、ビジネスチャンスの拡大を促し、相乗効果を高めて柳川の地場企業の振興を進めます。

●産業間連携組織の充実

異業種との連携を強化し、有機的な連携を行う組織の充実を進めます。

●販売拠点の検討

オール柳川で販売・PRできる販売拠点の整備を検討します。

(19) 魅力ある店舗開業、起業支援による商業の活性化

○本市の平成25年度の産業別市内総生産は、総額約1,949億円の内、第1次産業が約119億円（構成比6.1%）、第2次産業が約400億円（構成比20.5%）、第3次産業が約1,414億円（構成比72.6%）となっています。第3次産業の内、卸売業・小売業が約199億円（構成比14.0%）、サービス業が約369億円（構成比26.1%）を占めています。

○平成26年の市内の事業所数は3,147所、従業者数は24,550人で、その内最も多い業種は、卸売・小売業となっており、事業所数は全体の約30%（719所）、従業者数は約20%強（4,210人）を占めていますが、事業所数と従業員数は、年々減少傾向にあります。

○平成26年の小売業1店当たり年間販売額からみた本市商業力水準は、年間販売額8,403万円と県平均の1億5,277万円の約55.0%と低くなっています。また、市の年間販売額は10年間で約25%減少しています。

●新規創業支援の強化による商業・サービス業の活性化

新規創業に対する支援の強化により事業所数や販売額の増加を図り、商業・サービス業の活性化を図ります。また、伝統産業や廃業者と起業者のマッチングを行い、後継者を育成します。

○市内には、柳川、西鉄通り、沖端、中島の4つの商店街があります。全国的に商店街の空洞化が進んでいる中、本市でも経営者の高齢化や後継者不足、店舗の老朽化がみられるとともに、商店街内の空き店舗が急増しています。景気の低迷や人口減少などにより市場規模が縮小している上、消費者のニーズも郊外型大型店舗などへ流出しています。本市の商店街や個人商店を取り巻く環境は年々厳しくなっており、個店それぞれの魅力向上とともに、各商店街とも余所にはない独自の取組みで集客を行っていくことが課題となっています。

○近年、高齢化、高度情報化、生活様式の多様化などの社会背景を受けて、様々な新しい消費者ニーズが生まれ、それに対応するために新しいサービスが生まれています。そうした新しいサービス業を育成し、支援することは本市経済の底上げには欠かせないものになっています。そうした新しいサービス業の起業や創業を促進するとともに、商店街の空き店舗活用や創業者が出店しやすい仕組みをつくり、商店街や個人商店等を活性化する取組みも求められます。

●空き店舗の有効活用と個店の魅力向上による商店街の活性化

空き店舗の有効活用を図り、各個店の魅力を向上させるサービスの充実や独自の商品開発など取組みを支援することで商店街の活性化を図ります。

●個人商店の魅力向上

〔基本目標〕 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

起業相談窓口等を設置し、個人商店等の経営相談や商品力強化の支援を行います。

（20）強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上

○国では、「観光先進国」に向けたアクションプログラムが策定されるとともに、国、九州においては、観光を基幹産業とする目標が掲げられるなど、成長戦略と地方創生の柱の一つに位置づけられています。そのため、国内旅行の需要喚起に加え、2003年に外国人旅行者を増やすための「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が始まり、インバウンド需要を増やす様々な施策が功を奏し、2015年の訪日外国人旅行者は1,974万人、消費額は3兆5千億円と過去最高を記録しました。今後、2020年には訪日外国人旅行者数を4,000万人に、消費額を8兆円とする目標が掲げられ、「明日の日本を支える観光ビジョン」に重点施策が示されたところです。

○本市の観光施策は、平成21年度を初年度とする10カ年計画「柳川市観光振興計画」に基づき、短期、中期、長期期間ごとに「市観光まちづくり推進委員会」を立ち上げて事業を振り返り、優先的に取り組むべき事業を展開しています。

○本市の観光入込客数は、平成23年から一貫して増加しており、平成27年には137万人となっています。また、外国人旅行者数も飛躍的に増加しており、平成27年には15万人と過去最高となっています。

○観光客の動向については、観光スタイルが団体旅行から個人、グループ旅行に移行し、旅の目的や旅先での過ごし方のニーズも名所旧跡を巡る「物見遊山型」から、その土地ならではの食や伝統文化などを「体験」するメニューが求められています。

○また、インターネットの普及により、旅行前の手配や旅行先の情報収集をはじめ、旅行中には世界に向けて情報発信される時代となり、情報化の進展に適應できる環境づくりが求められています。

○国内外の環境が変化する中、観光客のマーケットは確実に広がっています。まずは、九州や福岡と足並みを揃えながらマーケット分析し、ターゲット層に情報をきちんと届け、交流人口を増やすための効果的な誘致・プロモーション事業を展開する必要があります。このため、本市の魅力や「何ができるのか」といった情報をはじめ、交通アクセスの利便性など、ターゲット層のニーズに沿ったテーマ性やストーリー性をもった企画商品造成が求められます。

●効果的な誘致事業の展開

ターゲット層に響く事業の企画立案ときちんと情報が届く効果的な情報発信を行い、誘致事業を促進します。

●観光客誘致による市内観光消費額の増大

観光客のニーズや高付加価値のお土産や食事や体験メニューの開発を行い、消費額の拡大を図ります。

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○平成 25 年に立ち上げた柳川フィルムコミッションの事業においては、他市と連携をとりながら、映画、ドラマ、CM など様々な撮影支援を行っており、近年では韓国のミュージックビデオや台湾のテレビ撮影のロケ地にもなっており、国内のみならず国外への柳川の魅力や情報発信を行っていますが、撮影を支援する側の人材不足という一面もあり、今後、組織体制の強化が課題となります。

○また、企画商品数を増やすことと並行して、受け入れの質を高めて滞在時間を伸ばし、市内消費を増やして経済波及効果を高めることが重要です。平成 26 年に実施したお客様アンケート調査によると、お客様の満足度は 74.5% と高い結果でしたが、訪問理由の 43.2% を占める川下りや掘割、景観についてなど 10 年前から改善要望事項が変わっていません。国内外のマーケットが広がる中、遠方からのお客様ほど期待度合いが高まり、特に、お客様は「水郷柳川」に期待して来られているため、これを裏切らない、がっかりさせないまちづくりが大切になります。お客様の期待に応えることでリピーターを増やし、柳川ファンをつくるため、地域の総力による受け入れ態勢づくり（DMO 組織など）が求められます。

○九州、福岡を中心とした広域連携によって事業を効果的に進めることも重要な視点です。特に、インバウンドや MICE、クルーズ船寄港、LCC 就航といった観光需要は増加傾向にあるため、広域連携による展開が求められる時代となっています。

●観光客の満足度を高めるための受け入れの質の向上

改善要望事項（案内板の整備や移動手段、お土産品の開発）に対応し、観光客の満足度を高める受け入れ態勢の向上を図ります。

●観光まちづくりを担う組織（DMO など）づくり

共感した市民を主軸としたワンストップで柳川の観光を案内できる組織づくりを進めます。また、観光ボランティアガイドの育成も行います。

(21) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換

○国内の農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことが喫緊の課題です。このため、農業の構造改革を加速するとともに、輸出拡大や6次産業化等農業を産業として強化し、農業農村の所得の増大を目指すことにより、若者たちが希望を持つことができる農業・農村を創り上げることが必要です。

○このような状況をふまえ、政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととし、これに向けて、農業生産額の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けて、様々な施策を推進することとしています。

○本市の農業は、土地利用型農業である米・麦・大豆を中心にナス、イチゴ、アスパラガス、トマトなどの施設園芸野菜やレタス・オクラなどの露地野菜に、ブドウや、イチジクなどの果樹なども生産が盛んです。また肉用牛や乳用牛、養鶏の畜産も行われています。

○しかし、農作物の生産は天候などの影響を受けやすく、生産額や所得額は年ごとにばらつきがあるため、経営安定のために限られた土地資源を最大限に活用した農業経営を展開し、農家所得の向上を図らなければなりません。また、塩害対策や有害鳥獣対策を引き続き実施する必要があります。

○農業の振興を図る上で、生産基盤の整備は不可欠です。都市計画との整合性を図り、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用や農業生産基盤の整備、農地の保全・集約化を推進する必要があります。さらに、農地中間管理事業による農地の集約化や農業経営の法人化に取り組み、担い手への農地の集積と耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図ります。

○農業基盤整備は、圃場整備事業を中心に整備が進められており、平成27年度で4,050haの内、整備率は71.5%となっています。今後は、優良農地の保全や農地の流動化を進めるとともに、農業用排水路や農道などの整備を進める必要があります。

●農業生産基盤の整備と充実

①農業振興のための計画見直し

優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用を進めます。

②優良農地の保全・確保と農地流動化・集約化の促進

優良農地を保全・集約化するため、圃場整備を進めます。また農業経営法人などの担い手の経営安定化のため、農地の集約化に努めます。

③農地・用排水施設・道路の適切な管理

耕作放棄地の解消や用排水路・道路を適切に管理し、農作業の環境向上を進めます。

④塩水対策、有害鳥獣対策

農産物の塩害を防止するための塩水対策や、食害を防止するための有害鳥獣の駆除などの対策に努め、農作物生産の安定を進めます。

○近年の消費者ニーズの多様化に伴い、廉価で多売型農産物と高価で安全・安心型農産物の二極化が進む傾向にあり、生活様式や消費活動の変化に対応した売れる農作物づくりが欠かせません。このため、明確な産地づくりの方針を定め、農産物の高付加価値化やブランド化、多様な流通体制の確立、販売体制の強化などが必要になります。また、国内外での地域間競争の時代の中、流通・販売体制の強化と産地PRも求められます。

○また、農業への影響が懸念される、環太平洋経済連携協定（TPP）については、関係国の動向を注視しながらも適切な対応をする必要があります。

○農業は、水産業とともに本市を特徴づける産業として市民の理解が必要なため、地域や学校と連携した地産地消運動の展開や食育の推進、食農教育、グリーンツーリズムを推進していくことが求められます。

●農産物の生産・流通体制の強化

①安全・安心な農業の推進

農産物の減農薬・減化学肥料栽培や生産履歴記帳（トレーサビリティシステム）※など安全・安心な産地づくりを促進します。

②農産物の高付加価値化

柳川産農産物のブランド化や6次産業化による加工品の開発など農産物の高付加価値化を促進し、所得向上に取り組みます。

③販路の拡大と流通体制の強化

直売所の整備や軽トラ市の開催など、生産者が消費者と直接結びついた市場の開発と海外やネット販売などの新たな市場への販路開拓を支援します。また、産地としてのPRを促進します。

④園芸農業・土地利用型農業の推進

ナス、イチゴ、アスパラガス、トマトなどの生産量の拡大を図り、施設園芸の振興を促進します。また、米麦大豆の生産効率の向上を図り、土地利用型農業の振興を促進します。

⑤食育及び食農教育の推進

農産物を育て、収穫する食農教育や地産地消などの食育、市民農園、グリーンツーリズムなどを通じた農業への理解と啓発に努めます。

⑦畜産振興

生産履歴記帳（トレーサビリティシステム）※など安全に配慮し、地域社会に調和した畜産の振興を図ります。

〔基本目標〕 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

※生産者が、基準に基づいて生産活動（生産工程管理）を行った内容を記帳し、生産物を販売する際に消費者や取引先に対して生産情報を開示する取り組みの記録。生産物の安全を確保するとともに、消費者や取引先への安全・安心の提供、さらには産地の食の安全・安心に対するリスクマネジメントの機能も持つ。

○有明海は、これまで、筑後川や矢部川をはじめ大小の流入河川の影響を強く受けて栄養塩に富み、優れた生産力を持ち、沿岸水産業者の生活を支えてきました。しかし、昨今、植物性プランクトンの異常発生による赤潮の発生回数の増加や漁場環境の悪化など有明海では異変が生じ、ノリ養殖の生産や魚介類の水揚げに影響を及ぼしています。

○この対策として、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」や「有明海再生に関する福岡県計画」により、海域の特性に応じた環境の保全や改善、海底陥没対策の覆砂により水産資源の回復による水産業振興が進められています。

○本市を特徴づける水産業を振興するため、水は循環しているという認識のもとに、わたしたちの生活を環境への負荷を軽減するものに改めるとともに、沿岸自治体や有明海に流れ込む河川流域の自治体、関係団体との連携による有明海の再生に向けた取り組みが必要です。

●有明海の再生

①関係機関への要請と連携強化

赤潮の多発や環境悪化に関して、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」や「有明海再生に関する福岡県計画」を最大限に活用しながら原因調査や研究を行い、再生に向けた取組みを国や県に要請、連携強化を進めます。

②市民への意識啓発と関係自治体との連携

有明海に注ぐ河川や水路の水質浄化、山と海との交流などを進め、市民への啓発や関係自治体と連携した取組みを進めます。

③漁港・漁場環境保全の推進

流出ごみ、廃船、漁業系廃棄物などは関係機関と一体となり適正な処理を行い、漁港や漁場の環境保全を推進します。

④海底陥没対策の促進

漁場生産基盤を復元するため、陥没箇所の早期埋め戻しや覆砂など国県などの関係機関に要請します。

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○市内には、浜武、沖端、柳川、両開、皿垣開、山門羽瀬、有明、中島、大和の9漁業協同組合があり、平成24年6月に福岡県有明海漁連と福岡県有明海海苔共販漁連が合併し、新たに福岡有明海漁業協同組合連合会としてスタートしました。この合併により事業部門の充実強化とともに、傘下漁協への指導力の向上が図られたところです。

○ノリ養殖業は、全国の市の中では佐賀市に次いで第2位の生産量を誇っています。この10年間、枚数で見ると8億枚台から11億枚台、金額で見ると85億円台から135億円台を推移しているように、天候の影響や、河川からの栄養供給に大きく依存しているため、経営は不安定な状況です。また、安い外国産輸入品への対策も大きな課題です。

○そこで、柳川市が全国有数の美味しい海苔の産地であることの知名度を上げるために「柳川産海苔」のブランド化事業を展開し、高付加価値化や新商品の開発を展開することが必要です。さらには、共販体制の充実、新たな販路の開拓などを進め、生産・流通・販売体制を強化することが求められています。特にこれからは漁業者組織自らが販売し、産地の認知度向上に努め、また、観光を結びつけた6次産業化を進めることも必要です。

●水産物の生産・流通体制の強化

①外国産ノリの輸入対策

韓国や中国からの海苔の輸入増加に対する対策を推進します。

②販路拡大と流通体制の強化

共販体制や直販、海外などの新たな流通・販路開拓に努め、販路拡大を促進します。

③ブランド化の促進

柳川産水産物のブランド化を進め、国内外における競争力を図ります。

④水産物の高付加価値化

6次産業化を推進し、高付加価値な商品開発を行い、所得向上に努めます。

⑤漁協と漁協系統組織の再編への支援

経営指導や漁業活動の支援を積極的に行える組織づくりを支援します。

⑥指導体制の強化・充実

福岡県水産海洋技術センター有明研究所等の関係機関と連携して資源管理技術や生産面・経営面の指導の充実を図ります。

○基盤整備面では、機能的な漁業団地の整備を進めるとともに、個人経営から協業化への転換をさらに進めなければなりません。協業化を図ることで、資本施設のコスト削減や労働力の軽減、所得の向上と経営体質の強化となることで、息の長い漁業経営が期待されます。まさに、このことが後継者の育成へと繋がっていくのです。また、ノリ製造時に発生する排水により園芸作物などへの影響、及び異臭問題は、漁業団地を集落から離れたところへ集めることで改善されます。

●漁業団地の建設と協業化の推進

①ノリ生産基盤の充実

海苔養殖の計画的な管理を進め、作業効率が向上するよう荷揚げ場や加工施設などを一体化した漁業団地の整備を進めます。

②生産環境の向上と水質の保全

海苔加工施設や資材置き場を集約化し、漁業者の生産環境の向上を図るとともに地域住民への生活環境の向上を図ります。また、加工処理水の適切な処理を図り水質保全を図ります。

③協業化による生産効率性の向上

協業化により生産効率の向上と作業時間の短縮や就労環境の向上を図り、経営の安定化と労働環境の改善を図ります。

○一方、魚介類の漁獲量をみると、魚類は年々減少し、貝類についても不安定な状況です。これも有明海の生産力が落ちていることが第一の理由に考えられ、また、資源管理が一部で行われてこなかったことも大きな理由と考えられます。閉鎖的内湾で狭い漁場を高度に利用するとともに、覆砂により増殖場を造成し、干潟機能を回復させて底質改善や底生生物生育基盤の整備を進めていく必要があります。特徴ある有明海区の実態や漁場の特性をふまえ、関係機関や関係団体と連携しながら漁場資源の維持・増大、生産性の高い漁場づくりを目指す「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を促進する必要があります。

○年間の漁業就労は、ノリ養殖業を中心に秋から冬に集中しており、春から夏には貝類等の資源減少もあり出漁日数は少なくなっています。このため、年間を通して漁業就労が可能となるよう、魚介類、特にアサリ等の貝類資源の増大を図るとともに、集出荷事業等による周年漁業体制の確立に努める必要があります。

○本市には、市が管理する久間田、東宮永、両開、有明、皿垣開、中島の6漁港と、県が管理する沖端漁港の合わせて7漁港があり、平成24年度～28年度の漁港漁場整備長期計画に沿って、漁港施設の老朽化対策等を進めてきました。また、平成29年度以降は、施設の老朽化対策を進めていくと共に、新たな計画に沿って整備を進めていく必要があります。また、漁場環境の保全として、廃船や流出ごみ、漁業系廃棄物が出ないようにする対策も必要です。

●水産業の生産基盤の整備

①生産性の高い漁場づくり

覆砂による底質改善や増殖場の造成などにより漁場の機能を回復させ、漁場の生産性の維持向上を図ります。

②漁港と関連施設の整備

漁港漁場整備事業長期計画に基づき、漁港機能を維持向上し、漁船の出入りを容易にするための浚渫を継続して実施します。また、基盤整備のため係留施設や荷揚げ場の整備も進めます。

③つくり育てる漁業の推進

限られた水産資源を有効に活用するため、資源管理型漁業を推進します。また、陸上中間育成施設等の整備に努めるとともに経営安定や漁獲量の増大のため、栽培漁業を推進します。ガザミ、クルマエビ、ヨシエビ、ヒラメなどの種苗放流や放流技術の開発を関係機関や団体と協力して継続します。

④採貝漁業の振興

覆砂による底質改善や増殖場の造成などにより干潟漁場の機能を回復させ、採貝漁業（特にアサリ）の振興を図ります。

⑤周年漁業体制の確立

魚介類、特にアサリの資源の増大を図るとともに、集出荷事業を推進し、周年漁業体制の確立に努めます。

（２２）産業の後継者づくり

○観光サービス業においては、観光入込客数も平成 23 年から一貫して増加しており、平成 27 年には 137 万人となっています。また、外国人旅行者数も飛躍的に増加しており、平成 27 年には 15 万人と過去最高となっています。一方、川下りの船頭を始めとする観光従事者は、年々減少しています。このため、増加する観光客を十分におもてなしする体制が不足する事態が見込まれます。このような状況を踏まえ、新たな観光従事者の確保や後継者の育成を行う必要があります。

●観光従事者の新規就労者の確保と後継者の育成

セミナーや就業相談を行い、観光事業の就労の場を P R し、新規就労者の確保に努めます。また、経営相談等を行い、後継者の育成を進めます。

○農業においては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の出現などにより、今後農地の適正な保全が損なわれる恐れがあります。

○新たに農業に従事したいというニーズもあるため、新規就農に関する相談や支援制度の充実を図ることも重要です。

○また、農地中間管理事業による農地の集約化に取り組み、担い手への農地の集積と耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図ります。

●農業の担い手育成と経営支援、経営所得安定対策の推進

①生産者・生産組織の経営支援と育成

後継者や新規就農者、認定農業者などの担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して営農支援に努め、経営体質の改善を促進します。生産組織を強化・育成するため、集落営農から農業生産法人への移行を促進します。

②新規就農者の確保と後継者の育成

経営支援や各種営農類型メニューの周知、就農相談を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進します。

③就農者支援事業の推進

地域農業の中核となる農業者の育成や担い手の確保と育成に努めます。また、女性や高齢者が働きやすい環境をつくるため、家族経営協定の締結など条件整備に努めます。

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○漁業においては、市内には、浜武、沖端、柳川、両開、皿垣開、山門羽瀬、有明、中島、大和の9漁業協同組合があり、平成24年6月には福岡県有明海漁連と福岡県有明海海苔共販漁連が合併し、新たに福岡有明海漁業協同組合連合会としてスタートしました。この合併により事業部門の充実強化とともに、傘下漁協への指導力の向上が図られたところです。

○平成10年と平成25年を比較すると、漁業経営体総数は、1,036戸が694戸と15年間で約33%減少し、漁業就業者数は、2,368人が1,681人と約29%の減少になっています。その内、60歳代以上の占める割合は約43%と漁業就業者の高齢化が進んでいます。

○基盤整備面では、機能的な漁業団地の整備を進めるとともに、個人経営から協業化への転換をさらに進めなければなりません。協業化を図ることで、資本施設のコスト削減や労働力の軽減、所得の向上と経営体質の強化となることで、息の長い漁業経営が期待されます。まさに、このことが後継者の育成へと繋がっていくのです。また、ノリ製造時に発生する排水により園芸作物などへの影響、及び異臭問題は、漁業団地を集落から離れたところへ集めることで改善されます。

●漁業者の育成と経営支援

①新規就労者の確保と後継者の育成

若い世代が魅力を感じる施策や技術取得に対する支援に努め、新規就労の確保や後継者の育成に努めます。

②経営支援の推進と就労環境の条件整備

協業化などにより設備投資のコスト削減や就労時間の短縮など、経営体質の強化に対する支援に努め、後継者が育ちやすく、女性や高齢者が働きやすい環境整備に努めます。

③漁業法人化の検討

経営基盤強化や新規就労者の受入先として漁業法人化を検討します。

（２３）大学・地元高校等との連携

○市内には普通高等学校 3 校（伝習館、杉森、柳川）、専門学校が 3 校（ハリウッドワールド美容専門学校、柳川リハビリテーション学院、柳川山門医師会看護高等専修学校）あり、中規模市町村としては、特異な状況にあります。また、福岡県内には大学が多く存在し、県全体の自県大学進学率は 64%（平成 22～26 年度平均）と他県と比較すれば高い状況にあります。

○本市の人口減少の要因は、進学就職を機とした若年層の流出が大きなものとなっていますが、大学や地元高校等との連携により郷土愛を醸成する学習の充実や地元企業への就職斡旋などを行うことにより、抑制を図る必要があります。

●大学・地元高校等との連携によるまちづくり

郷土愛を醸成する学習の充実や若者のアイデアを生かしたまちづくりなど大学・地元高校等と連携し、まちづくりを行っていきます。

○また、連携協定を締結している九州産業大学を始め、九州大学や佐賀大学、東京都の跡見学園女子大学等との連携で商業や工業、観光、景観、技術等の分野で産学官金連携を行い、若者、外者の視点でまちづくりを行うことは、今後、交流人口や転入促進の面では大変重要な事業となります。

●産学官金連携の強化

市が行うあらゆる分野で企業や研究機関、金融機関との連携を強化し、新技術の研究開発や新事業の創出を図ります。

○近年、高校生の進学率は高まっており、大学や専門学校を誘致することができれば、若年層人口の増加や経済波及効果が見込まれ、地域内で就業先を探すことになり、転出抑制にも効果が見込めます。

●学校（大学、専門学校）誘致

大学等の誘致を図ることで、新たな経済活動が促進され、地域貢献の場の提供や若者の定住化など地域活性化を図ります。

(24) 柳川の特長を活かした舞台の整備

- 土地は大きく大別すると農地等の振興を図る「農業振興地域」と計画的な市街化を図る「都市計画区域」があります。
- 本市は、古くから農漁業が盛んであり、土地利用は農地など自然的なものが大半を占めていましたが、社会・経済状況の変化によって次第に都市化し、徐々に宅地化が進んできています。
- 本市の都市計画区域は市域全体(7,715ha)で、その内759haが用途地域に指定されています。用途地域の内582.8ha(構成比78.1%)が住居系用途で、166.2ha(構成比21.9%)が商工業系用途です。
- 本市の農業振興地域は用途地域外の6,956haで市域面積の約90%以上を占めています。昭和40年代から進められてきた農業基盤整備により、平成27年度までに農地の42.5%の2943.8haが整備され、機械化や省力化が可能な優良農地となっています。
- しかしながら、本市には総合的な土地利用の指針がないことから、自然的土地利用を図るべき区域で宅地化が行われるなど、生活環境や生産環境に悪影響を及ぼしかねない箇所も見られます。
- 今後は、土地利用の基礎的な資料となる国土調査事業を推進するとともに、土地利用の指針を明確にし、計画的な土地利用を誘導していく必要があります。

●都市計画マスタープランの策定

効率的で効果的な都市基盤を整備するため、県計画と整合性を図りながら都市計画マスタープランを策定します。

●農業振興地域整備計画の見直し

諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るため、農業振興地域整備計画を見直します。

●国土調査事業の推進

総合的、計画的な土地利用のための基礎的な資料とするため、国土調査事業を積極的に推進します。

○本市の人口集中地区※、いわゆる市街地は市域面積の3.8%で、その範囲に総人口の16.9%の市民が暮らしています。市街地人口は昭和55年以降減少し続けており、市街地の人口空洞化が進んでいると考えられます。また、計画的に市街地形成を進めるべき用途地域内の人口も減少していて、市中心部の人口減少は、公共投資の非効率による財政の圧迫等につながる恐れがあります。これからは、商業施設、医療・福祉施設を含む公共用施設などを市街地に集約する「コンパクトシティ」を目指していく必要があります。併せて市街地周辺での無秩序な開発などの規制誘導を行うことも必要となっています。

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○このため、中心市街地などで拠点づくりを進めるとともに、地域交通の再編と連携により、公共交通によるネットワークの強化を図っていくことが大切です。

○さらに今後は人口が減少すること予測されており、高齢者や子育て世代が、安心・快適な生活を営むことができるよう人口密度を高くするような効率的な土地利用を進める必要があります。そこで、居住や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を集約させる立地適正化計画を策定する必要があります。

※人口集中地区とは、国勢調査において設定される統計上の地区。「DID」とも呼ばれる。市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定される。

●立地適正化計画の策定

人口密度を高くするような土地利用を進めるための計画として、都市計画マスタープランを補完する立地適正化計画を策定します。

●都市機能の適正立地の誘導

立地適正化計画を策定し、都市機能を適正に誘導していきます。

●市街地整備の推進

- ①「コンパクトシティ」を目指した都市機能の適正立地を目指します。
- ②中心市街地における賑わいとコミュニティの復活を進めていきます。

○本市には、福岡市と大牟田市を結ぶ西鉄天神大牟田線が通っており、市内には蒲池駅、矢加部駅、柳川駅、徳益駅、塩塚駅、中島駅の 6 つの駅があります。その内、特急停車駅である柳川駅は、乗降客数が最も多く平成 26 年度に約 411 万人が利用していますが、人口減少により利用者が減少しています。

○本市には、西鉄バス、西鉄バス久留米、堀川バスの 3 社が路線バスを運行していますが、利用者の減少とともに運行本数の削減が進み、利便性が損なわれており、これ以上利便性を低下させないためにも路線バスの本数を維持していく必要があります。路線バスは、他市をつなぐ幹線でもあるため、駅や大規模集客施設等の広域からの利用を考慮するなど、周辺自治体との広域連携による効果的、効率的な交通網の検討が必要です。

○本市では、路線バスが通っていない地域にコミュニティバスを運行しており、主に高齢者が買物や通院のために利用しています。運行時間が長く、便数が少ないことなど利用しづらい面もあるため、利便性の向上に向けた取り組みを検討する必要があります。

○このように、市内の公共交通は鉄道・路線バスを中心に形成されており、交通空白地をコミュニティバスが運行しています。ただ、それぞれ独自に運行しているため、今後連携がとれた運行を構築する必要があります。また、公共交通は高齢者や障害者等交通弱者だけでなく

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

く、通勤・通学者、観光客など利用者が様々であるため、利用目的にあった交通手段を検討し、市内全域の交通体系を総合的に見直していく必要があります。

●公共交通網形成計画の策定

市内の公共交通（電車、バス、タクシー等）の役割に応じた交通体系の再整備を行うため、公共交通網形成計画の策定を進めます。

●西鉄天神大牟田線の活性化

朝の通勤時間帯における運行時間短縮や増便などの利便性向上の要望活動、利用促進の啓発活動等により、利用者の増加につなげます。

●路線バスの維持・活性化

路線の変更や相互連携などによる利用者の利便性を向上させる取組みを促進し、利用者の増加につなげます。

●公共交通機関の利用促進の啓発

バス、電車の日などを設定し、公共交通機関の利用促進を図ります。

計画を進めるにあたって

(25) 住民とともに進めるまちづくり

○本市はこれまで、市政への理解と信頼を深めるため、広報紙やホームページなどを活用した広報活動や、審議会等の会議内容などの情報公開を進めてきました。一方で、行政に対する意見や要望を把握するため、市長へのご意見箱や区長要望、ホームページでの質問受付などを進めています。

○しかし、これからの急激な社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、従来から行っている市内の団体との意見交換だけではなく、これまで行政に対して発言する機会が少なかった若者や学生、女性層など、今まで以上に市民の声が反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要になってきています。

○そのためには、市民への適切かつ積極的な情報提供と説明責任の徹底が不可欠となります。また、市政への市民参加の機会を創出し、市民の声を取り入れていくことで、市民と行政の相互理解と連携協力を深め、協働によるまちづくりを進めることができます。

○また、「まちづくりは人づくりから」と言われるように、パートナーシップによる自立した市政運営を現実のものにしていくためには、市民側にリーダーが育つことも必要です。

●市民とのパートナーシップづくり

①様々な市民の意見を反映した行政運営を行うため、各種行政委員会へ多様な人材を登用できるよう仕組みづくりを行います。

②良好なパートナーシップを行うため、市民の中に子育てや、まちづくりなど様々な地域リーダーの育成を行います。

●市民との情報の共有

①広報や広聴手段の多様化、電子化を推進し、利用者の視点に立った情報公開の推進を進めます。

②計画の策定等の際し、市民から意見を求めるパブリックコメントやワークショップ、各種団体との懇談会など情報交換の場づくりを積極的に実施します。

③「広報やながわ」やホームページ等を通して市民への情報提供を行うとともに、積極的に市民の声を把握するため、一方通行の情報提供だけでなく、市民と市が情報のやり取りが出来る仕組みを構築していきます。

○本市では、議会中継や学校現場における教育用ソフトの共有化、災害情報・各種行政情報の提供、あるいは観光情報の提供などを目的として平成17年度に地域イントラネット基盤整備を行い、庁舎間など公共施設の情報基盤の整備を進めました。また、平成25年度には市全域が光通信サービスを受けられるよう整備をしています。

計画を進めるにあたって

○また、ツイッターやフェイスブックをはじめとする SNS の普及は目覚ましく、これまで行政からの一方通行であった情報発信は、双方向による情報共有の場となっており、今後の行政情報発信の新たな手段と位置づけ、利活用を進めていく必要があります。

○今後、さらに情報化社会が進展することが予想され、市民すべてが「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるネットワーク社会に対応できるよう学校や地域で情報活用能力を向上させる環境の整備をセキュリティ確保や個人情報保護等に十分留意しながら進める必要があります。

●市民に密着した情報化の推進

- ① ICT※や I o T※などを活用し、業務の効率化や情報化を進め、電子自治体を推進します。
- ② インターネットを活用し市民サービスの向上を図ります。
- ③ 情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたりしないように情報セキュリティの対策を推進します。
- ④ 市のサイトのアクセス解析を行い、閲覧者が望む情報の充実などの対策を行っていきます。

※「Information and Communication Technology」の略で「情報通信技術」の意味。コンピューター技術の活用のこと。

※「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」の意味。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、すべての「モノ」がインターネットにつながることで、新たなサービスやビジネスが根底から変わるというもの。

(26) 持続可能な財政基盤の確立

○本市は、大規模な企業が無いこと等により市税収入が少ないなど自主財源が3割と乏しく（県下26市中19位）、地方交付税などの国・県から交付される依存財源に頼って財政運営を行っています。この地方交付税の中の普通交付税は、現在合併に伴う優遇措置を受けていますが、この優遇措置は段階的に削減されて平成32年度までには無くなることとなっています。また、本市では、もう一つの合併優遇措置であります合併特例債を活用して事業を集中しているところであり、これに伴い市債残高が多額となっています（住民一人当たりの市債残高 県下26市中24位）。この合併特例債の活用期限である平成31年度までには大型事業が実施される見込みとなっており、今後は大型事業の実施に伴い借り入れます合併特例債の償還金が財政負担になることが見込まれています。このように歳入が減少していく中で、合併特例債の償還金の増額に対応するため、本市では計画的に財政調整基金や減債基金への積み立てを行ってきましたが、それだけで対応できないことが想定されます。

○財政状況を見ると、歳入歳出ともにここ数年は300億円を超える額で推移しています。この要因として、合併特例債を活用して事業を集中しているところであり、この活用期限である平成31年度までには大型事業が実施される見込みとなっております。

○歳入のうち、地方交付税は約96億円（約30%）となっており、貴重な財源となっておりますが、合併に伴う優遇措置は段階的に削減されて平成32年度には無くなることとなっております。また、歳出では、義務的経費が約5割を占めており、財政が硬直化している状況にあり、今後は、大型事業の実施に伴い借入れた合併特例債の償還金が財政負担となることが見込まれます。

○そのため今後、行財政改革を今まで以上に積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立に向けて効率的、効果的、計画的に財政運営を進めることが重要となります。

○まず、歳入では、自主財源の確保に向けて受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直し、未利用市有財産の積極的な売却、産業振興などによる税収増加施策、ふるさと納税制度の活用なども必要です。

○公金の管理運用についても、国債等を活用した資金運用の範囲を拡大することにより預金利子の確保に努めるとともに、常に金融機関の経営状況等を把握しながら、確実かつ有利な運用により、公金預金の保全に努める必要があります。

○一方、歳出では、予算編成を今までの歳出対応型から歳入対応型への切り替えを本格化するとともに、経営会議による重点施策の決定と重点施策への優先的予算措置を行うことにより対処することとします。

○また、経常経費の削減を進める方策として、平成28年度に作成された公共施設等総合管理計画で示された施設全体の削減目標を基に、個別施設の再配置計画を作成し削減目標の具現化に努めることや管理方法や今後の運用についてもPPPの導入など総合的な方針を策定し、有効活用を図っていく必要があります。

計画を進めるにあたって

○さらに、国民健康保険や上水道、下水道などの特別会計や企業会計は、原則として独立採算制となっており、一般会計からの繰り出しを抑制していく必要があります。

○その他、市民に財政状況を十分に理解してもらうため、中長期的な財政見通しを示した中期財政計画やバランスシートなどの方法によって財政状況を公表し、市民と情報を共有化することが求められています。

●持続可能な財政基盤の確立

- ①事業実施による後年度負担や財政硬直化を防ぐため、計画的に基金の積み立てを行います。
- ②市有財産の利活用として未利用の公有財産の貸付、売却等により、資産運用を検討し、歳入不足を補っていきます。
- ③普通交付税の段階的削減や税収の減少を見据えて、ふるさと納税などの自主財源づくりを行います。
- ④受益者負担の原則に基づき、適正な公共施設等の料金（使用料、減免）の再設定を行います。

●メリハリのある財政運営

- ①事業の効率化を図った上で、経営会議で重点施策を決定し、業務の優先順位付けによる予算配分を行う制度の構築を行います。
- ②今後の収入の縮小傾向を見据え、歳入対応型の枠配分方式による予算編成を推進します。
- ③財政計画や総合計画など中長期的な方針に従って、戦略的予算編成方針の作成を行います。

●公共施設の有効活用

公共施設の管理や運用について、公共施設等総合管理計画を策定し、ランニングコストを長期的視点で検討し、統合や民間活用など再配置と有効活用を推進します。

●市民との財政状況の共有

厳しい財政状況であるということを今まで以上に市民に分かりやすく、理解してもらうよう情報の共有化を図ります。

●補助金改革の実施

補助金の交付や審査基準の適正化を図り、見直しを行っていきます。

(27) 柔軟な組織機構改革

○本市では毎年、窓口に来られた利用者に対して、アンケートを実施しており、年々市民満足度は向上しています。

○本市ではこれまで、最小の経費で最大の効果を上げるため、様々な行財政改革を実施してきました。少子高齢社会の到来や加速化する人口減少など、社会構造は大きく変化する中で、多様化する課題全てに行政だけで応えることには限界があり、これからは、市民との協働を推進するなど市民に理解を求めながら事業の取捨選択をしていかなければなりません。

○こういった課題に立ち向かっていくために、これまでの手法や考え方から脱却し、新たな行政運営のあり方を確立していく必要があります、考える職員集団となるような人材の育成と組織体制の整備も行い、あわせて、市民や企業、市民団体などの様々な活動団体と積極的に意見や知恵を出しあい、まちの総合力を高めて取り組んでいく必要があります。

○今後は、「第3次柳川市行財政改革大綱（計画期間 平成28年度～平成31年度）」に基づく具体的な取り組みを実施しながら、効率的、効果的な組織体制の強化を図るとともに、事務事業の改善を推進していく必要があります。

○また、効率的な行政運営を進めるためには、PPPの導入検討は有効な手法の一つです。これまでも養護老人ホーム柳光園の民営化や大和学校給食センター調理業務の民間委託などを進めてきましたが、今後もPFIや業務の外部委託等を推進する必要があります。

○また、地方分権の推進により、これまで県から各自治体に一律に権限を移譲していた事務が、自治体が移譲を希望する事務から優先的に移譲されるようになるなど、各自治体の主体性、自立性がより強く求められています。

●行財政改革の推進

住民福祉の向上を実現するため、継続的に実効性のある行財政改革の推進を行います。

●効率的・効果的な行政評価の運用

事業の費用対効果や有用性、効率性を図るため、行政が行う事業の評価を行います。

●PPP（公民連携）手法の活用の推進

PFIや指定管理者制度、民間委託など行政コストの削減のため、あらゆる職場・業務について、PPPなどの手法を推進します。

●権限移譲等による地方分権の推進

地域の権限強化や市民の利便性向上、地域再生など地域の活性化のため、権限移譲や特区、地域再生計画などを推進します。

○合併時に面積的な問題から3庁舎を活用した一部分庁方式を採用し、本庁の機能を分散せざるを得ない中で、各庁舎に分けて行政組織が配置されました。このような中で、新たな

計画を進めるにあたって

行政課題や拡充強化すべき業務に対応しやすいよう、部の所管を見直したり、課や係を新設、統合したりするなど、その時々課題に応じて機構改革を行ってきました。今後は、平成 31 年度までに庁舎統合を進めていくこととなりますが、統合後の組織機構や窓口のあり方については、総合窓口方式を導入するなど市民にとって、より分かりやすく効率的な組織体制になるようにしていかなければなりません。

○また、これまでは必要に応じてプロジェクトチームを設置していましたが、新たに提案方式によるチーム設置も可能とするなど、よりスピーディで柔軟に対応できる仕組みをつくり職員に浸透させることによって、職員間の縦割り意識や職場風土を改革し、より効率的に事務事業が実施できるようにしていく必要があります。

○本市の職員数は、平成 17 年 4 月 1 日の 602 人から平成 28 年 4 月 1 日の 488 人へと合併後の 11 年間で 114 人を削減しています。これらの職員数については、中期財政計画に掲げる目標数となるよう計画的な削減・任用に努めていかなければなりません。そのような職員減の中においても専門知識や資格を要する専門職員については、計画的に確保・育成に努めるとともに、嘱託職員で担える分野については財政負担を考慮し、嘱託職員を確保しサービスを提供していきます。

○また、職員数の削減を進めていく一方で、新たな行政課題や制度改正などに対応していくためには、電算システムの活用や事務の外部化などの検討も必要ですが、もっとも重要なのは、職員一人一人の力量を高めて、最小の資源で最大の効果を生み出せるようにすることです。

○これまで職員の資質や能力を高めるため、人材育成基本方針をもとに計画的に職員研修を実施してきましたが、計画の見直しも行いながら、やる気を引き出す人材育成のための人事評価制度を確立し、職場が職員を育てる環境や仕組みを整えていく必要があります。

○平成 28 年 4 月に女性活躍推進法が施行され、本市でも法に基づき特定事業主行動計画を定めました。本市の女性管理職は 52 人中 4 人、7.7%、女性の管理職候補（課長補佐、係長）は 115 人中 16 人、13.9%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっていますが、平成 32 年度までに達成すべき女性職員の登用目標率を定めていますので、目標達成のために毎年度、着実に女性登用を進めていく必要があります。

●時代のニーズに合わせた組織機構への見直し

総合計画の進捗を効果的、効率的に実施し、市民ニーズや利用者の視点、庁舎統合で簡素合理化を進めます。また、複数の分野にまたがる行政課題に対しては、迅速に対応できるプロジェクトチームを編成し対応します。

●人材育成

職員として必要な意識や能力を明確化し、経営感覚やコスト意識、専門性、地域愛着などをもった職員の人材育成を図ります。

●窓口サービスの向上

計画を進めるにあたって

利用者の立場に立った視点で、窓口環境の改善を行い、正確かつ迅速でおもてなしの接遇に努めます。

「第2次柳川市総合計画」について 皆さんのご意見をお聞かせください



総合計画って何？

総合計画とは、市民に対して長期的展望にたったまちづくりの目標とその実現方法を示した計画です。市が作る様々な計画の基本となるもので、いわば柳川市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。



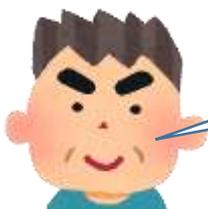
第2次って何？

第1次総合計画は、合併後の平成19年に合併協議会が合併に際して作った「新市建設計画」を基に策定し、平成19年度から平成28年度までの10年間のまちづくりの指針として計画を実施していました。この第1次総合計画が今年度で終了することから、今後のまちづくりの指針として「第2次総合計画」の策定作業を行っています。



第2次総合計画の特徴は？

昨年度、地方創生を合言葉に全国で「総合戦略」という計画が作られ、柳川市も昨年10月に本市の特性を生かした総合戦略を策定しています。今回、策定する「第2次総合計画」は、この総合戦略を基に作成することから、章立てが以前の分野別ではなく、目的別となっています。また、計画期間を合わせるため、8年間のまちづくりの指針としています。



意見募集って何？

各産業団体の代表や専門家、住民の代表として公募委員などで協議していますが、より多くの市民の意見を取り入れるため、案の段階で公表し、内容についてご意見をいただくものです。



応募方法は裏面へ



●応募方法は？

本人確認（住所・氏名・電話番号）とご意見（ページと該当箇所、意見の概要）を記入し、郵送やFAX、メール、持参などで柳川市役所（企画課）までお送りください。

●応募締め切りは？

平成29年1月20日（金）までです。

●応募先や問い合わせは？

〒832-8601 柳川市本町87-1 柳川市役所企画課

電話（0944）77-8179 FAX（0944）74-5520

ホームページ：<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>

意見等申出書（総合計画について）

○本人確認

住所（〒 — ）

氏名

電話番号

○意見

ページ	意見等の該当箇所	意見等の概要

※この様式は記入例です。本人確認と意見欄があれば、別紙を用いられても結構です。

※提出いただくご意見については、個人情報を除き、公表する予定です。

第2次柳川市総合計画 基本構想（案）

(1) 基本構想案について

①基本構想とは

基本構想とは、第1回会議の際に示したとおり、総合計画は8年間の計画となっており、第2～4回までの協議は、前期基本計画部分（下表3年間の所）の協議になります。基本構想は8年間の政策や基本的な方針になり、後期基本計画も含めたものとなります。

＜第2次総合計画のイメージ＞

西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
元号(平成)	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
基本構想	8年間							
基本計画	3年間(総合戦略)			5年間(総合戦略)				
KPIとアクションプランで進捗管理	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI

②将来像

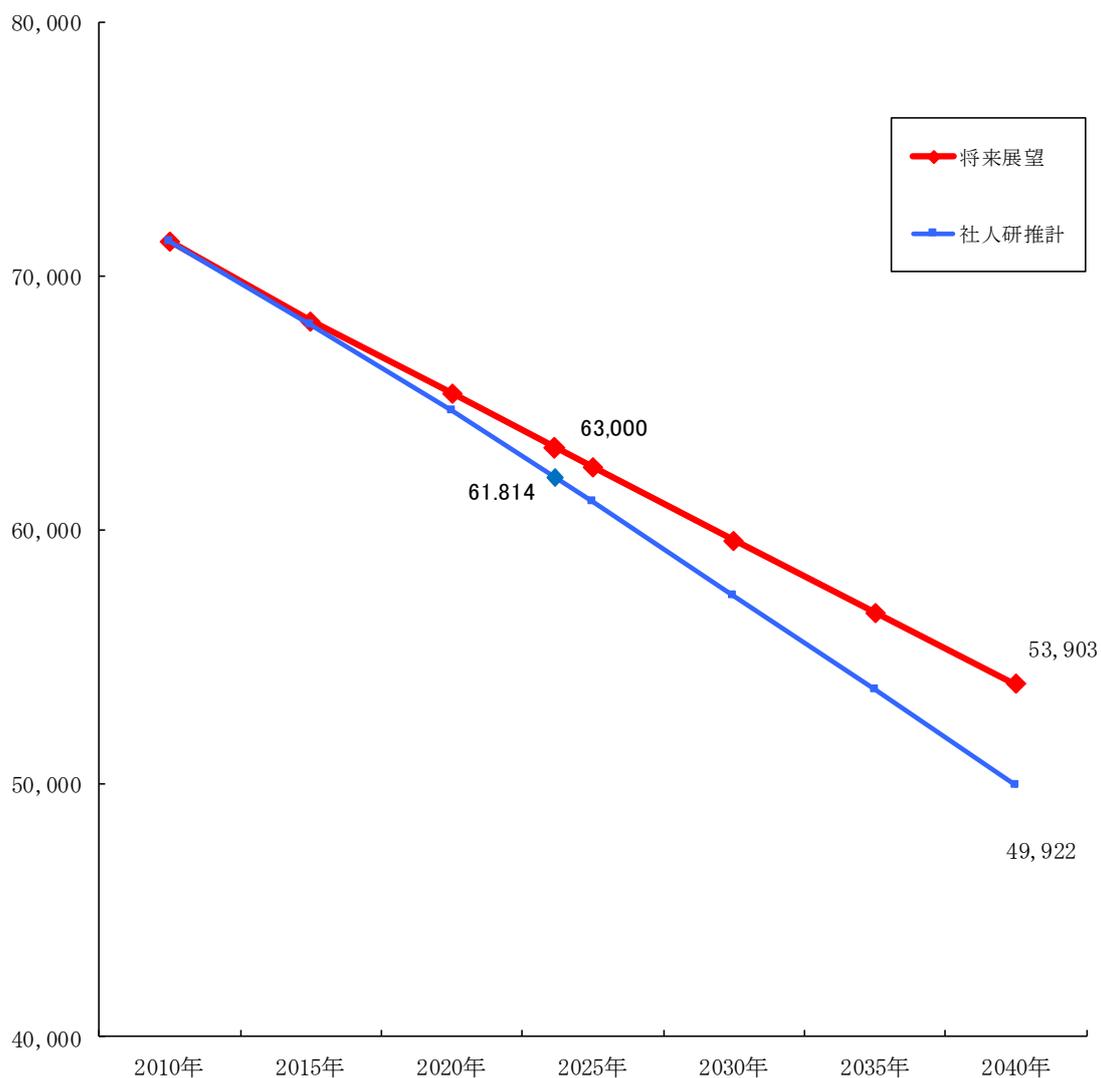
「水と人とまちが輝く 柳川」

③目標人口

昨年度策定した「柳川市人口ビジョン」に基づき、平成36年(2024年)の目標人口を「63,000人」とします。

[国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という)の推計では61,814人]

【柳川市の人口ビジョンによる】



柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

一人でも多くの市民が「柳川が好き！」と胸を張って言えるように、また柳川に愛着や誇りを持ち、共感を呼び、柳川を自慢する活動を起こし、発信していく人を増やすよう取り組みを進めます。

(1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成

魅力的で住み良いまちの実現のためには、地域力の向上が不可欠です。そのため、地域コミュニティが充実するとともに、地域活動が活発化し、自分たちの地域は自分たちでつくる自主的・主体的なまちづくりが行われる地域づくりを目指します。

また、多様な市民が行政に参画できるよう、それぞれの立場で適切な役割分担とパートナーシップを確立し、NPOやボランティア団体等とも連携しながら、協働してまちづくりを進めます。

さらに、生涯学習の推進や啓発、活動の場や機会の提供に努めるとともに、市民一人ひとりの自主的・主体的な学習活動を支援しながら、人材の育成に努めます。

(2) 郷土愛とおもてなしの心の醸成

老若男女が柳川の暮らし全般に関わり、地域の歴史や文化を正しく認識することで、郷土を愛する心を醸成する取り組みを進めます。また、柳川から転出した人に対して、郷土を思い出し、いずれは郷土である柳川に戻るきっかけづくりになるような施策を進めます。

また、国内外から柳川を訪れる人に、「柳川に行ってよかった、また行きたい。」と思ってもらい、柳川ファンになってもらうため市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを目指します。

(3) 文化芸術・スポーツに触れる機会の創造

柳川市の文化・芸術の拠点施設となる市民文化会館の整備を進めるとともに、市民が文化芸術にふれあえる機会を充実させることで、日常的に様々な文化芸術活動ができる環境を整えていきます。また、古くから郷土に受け継がれている伝統芸能や風習、文化財の保存と活用を図り、柳川の文化を学び親しむ機会の拡充に努めます。

さらに、市民のレクリエーション活動とスポーツの活性化を目指して、環境の充実を進め、市民の目的や体力に応じて参加できる、地域スポーツ活動の仕組みをつくっていきます。

(4) 人権が尊重される社会の形成

全ての人が人として等しく尊重され、平等に社会に参画できるよう、あらゆる人権問題に対して市民の意識を高めるとともに、学校や地域などでの人権教育・啓発に積極的に取り組み、差別のない、人権を尊重するまちづくりを進めます。

また、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野で参画する機会が確保され、共に責任を分かちあう社会の実現を目指すため、男女共同参画の取り組みを促進し、推進体制の強化を図ります。

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる ひとつづくり

柳川に住む若い世代の市民が子育てや暮らしやすさを実感しながら柳川市に住み続けられるよう、環境整備に取り組みます。

(5) 遊んで学べる子育て応援

子育てをめぐる環境が大きく変化する中、幼児教育、保育、子育て支援の質・量両面の拡充を図るために、教育・保育の受け皿の確保や身近な子育て支援サービスの充実に努めます。また、だれもが安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが、笑顔でいきいきと健やかに成長できるように、子育て支援の取り組みを積極的に進めるとともに、安心して遊べる場の充実に努めます。

さらに、学校教育において、児童生徒数の減少や時代の潮流に応じた対策に努めるとともに、地域とも連携しながら柳川市ならではの自然・伝統文化・産業資源や強みを生かし、子どもたちが将来への夢や希望を抱き、本市に誇りや愛着を持つ人材の育成を進めます。

(6) 結婚・出産応援

若い世代が希望どおり結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができるようになるためには、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい社会環境づくりが必要です。そのため、住民の結婚観や家族観の醸成を促し、結婚につながる環境の創出を図るとともに、より効果的な事業の推進を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して総合的相談支援をワンストップで提供できる体制整備を図るとともに、妊娠、出産、子育ての各段階に応じたきめ細かな支援を総合的に進めます。

(7) 手ごろな住まい応援

若い世代が安心して働き、職住近接によって子育てや家庭の団欒などを楽しむ時間的ゆとりのある生活を実現するために、通勤・通学の時間短縮を鉄道・バス事業者へ働きかけるなど、通勤・通学しやすい環境の整備や支援を進めます。また、子育て世帯や市内企業への就職者など、若い世代の住まいに関する負担軽減や環境の充実などの支援に努めます。

(8) 就業や女性の再就職応援

若者が夢を持ち、女性の創意工夫が活かされ、高齢者等の新しいチャレンジを受け入れることのできる「働きやすさ」「暮らしやすさ」を実現することが、全ての市民が幸せに暮らせる社会につながります。そのため、市出身学生の地元就職によるUターンや地元在住学生の本市定着を促進するための事業を進めます。また、妊娠・出産などを契機に一旦離職した女性の活躍の場を後押しするために、

関係機関と連携しながら再就職を支援します。

水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり

市民自らが柳川の魅力を発信することで市民の満足度を高めるとともに、市外に住むより多くの人々が柳川の魅力に惹きつけられ、ひいては定住者の増加という好循環につながるよう、柳川の特徴を活かした情報発信や転入者支援、健康寿命の延伸につながる取り組みを行っていきます。

(9) 住みたい柳川転入者支援

本市を生活の場として選ぶ人を増やして人口の定住化を図るため、「柳川市に住みたい」という移住の希望を持つ人に対してのサポート体制の充実を図ります。

また、転入者等の受け皿となる住宅の確保のため、住宅開発の促進や住宅取得への支援を進めます。

(10) 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり

本市は、市域に掘割が縦横にめぐっていて他のまちにはない景観がかたちづけられており、それが人々を惹きつける大きな魅力となっています。

そのため、市内を掘割がめぐる本市独特の情緒ある水郷景観の保護に努めていきます。特に、国指定名勝「水郷柳河」に指定された地域については、その周知を図り、風景を後世に残していくよう努めます。

また、水利団体との連携や、水利施設の適切な操作により流量の確保を図るとともに、水質の保全のため、生活排水が掘割に流入しないようにするなど、住民への意識啓発を図りながら、良好な水環境の維持に努めます。

(11) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信

本市は、史跡や町並み、掘割、祭りなどの文化遺産があり、戦国武将や文学者を始めとした偉人を輩出してきた風土があります。また、肥沃な土地や有明海からとれる多様な農水産物など他に誇れる魅力があり、これら恵まれた資源をいかしたこだわりのライフスタイルや生活利便性を情報発信し、本市を生活の場として選んでもらう働きかけを行うとともに、本市のイメージアップにつながる情報の発信に努めます。

(12) 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上

本市の市民生活の中で、掘割は独特の景観や癒しの空間を与えているとともに、時には祭りや行事イベントの舞台としても活用されています。この掘割の良さを誇りを持って市外の人に勧められるように、市民自らが「掘割」に親しむ機

会を増やすことで市民満足度の向上に努めます。

(13) 魅力ある市街地の新たな形成

市民が居住しやすい良好な環境づくりのため、都市機能の充実した安全で利便性の高い市街地づくりを推進し、住宅の集積を図っていくとともに、開発が予想される地域については条件整備を行い、住宅開発の促進に努めます。

また、市街地内やその周辺において幹線道路や域内道路の整備を進め、交通利便性の向上に努めるとともに、市内の道路の維持補修、改良など道路環境の充実を図ります。

(14) 健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実

高齢社会を迎え、だれもが生きがいを持って生活できるよう、社会参加の仕組みづくりを進めるとともに、地域や社会で高齢者や障害者等を支えていく支えあいのまちづくりを目指します。

また、健康で安心した生活を送るため、疾病予防や社会保障、医療体制の充実に努めるとともに、だれもが幸福に暮らせるよう、福祉体制の充実に努めます。

(15) 広域連携によるまちづくり

まちに活気を呼び込むために、観光客の誘致等により交流人口を増やすとともに、受入体制の充実に努めます。

また、周辺自治体との協力が必要なもの、筑後地域や定住自立圏など広域的取り組みが求められるものについては、関係機関等と連携を図っていきます。

(16) 快適な暮らしが出来る生活基盤の整備

市民生活に関わりの深いインフラである上水道やごみ処理施設の整備を進めていきます。

上水道については、安定的な供給と水質の保全、管路の計画的な更新に努めるとともに、安定した経営の継続を図ります。

ごみ処理については、みやま市と共同で新しいごみ処理施設の建設を進めるとともに、ごみの排出量を抑制し、循環型社会の実現を目指します。

また、社会問題化している危険空き家については、解体を促進するとともに、居住可能な空き家については、流通を促進します。

(17) 安全、安心のまちづくり

市民が安全で安心した暮らしが送れるよう、消費者保護の問題に取り組むとともに、災害や犯罪、交通事故から市民を守るための取り組みを進めます。

消費者保護については、市民が詐欺等の被害に遭わないよう、事例の情報提供や消費者問題の基礎知識の普及啓発を図ります。

また、災害、火災、救急等、非常の場合の対処方法の周知を図るとともに、資機材の充実・整備に努めます。

防犯・交通安全については、警察をはじめとした関係機関・団体と連携し、防犯・交通安全意識の普及・啓発に努めていきます。

柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

柳川市民の“誇り”と“愛着”によって地域の資源が磨き上げられ、強いブランド力を持って柳川市の魅力を発信し、ひいては「稼ぐ力」に結びつくよう、地域資源に根差した産業競争力の強化と後継者づくりに取り組みます。

(18) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

雇用の場の確保のため、地場企業の育成と企業誘致を推進します。地場企業に対して経営相談や販路拡大、商品開発など事業拡大に向けた支援を進めます。また、企業誘致では、外部の企業が進出しやすい環境づくりを行い、積極的に誘致活動を行っていきます。

加えて、市内の消費を喚起する施策により、市内に加え市外の消費も取り込み、地場企業の活性化を図ります。

個々の産業振興策に合わせて、それぞれの産業や異業種、地元高校や大学が連携し、新たなビジネスチャンスの開発や拡大を目指し、雇用と事業の拡大を進めます。

さらに、有機的に連携できる流通拠点や産業全体を売り込む販売拠点づくりに努めます。

(19) 魅力ある店舗開業、起業支援による商業の活性化

市民の創意工夫による魅力ある商店の育成や空き店舗等を有効活用した起業などの支援により、商業の活性化を進めます。また、魅力ある個店づくりを支援し、出店しやすい環境整備や開業後の経営や商品力強化などに対する相談体制の充実を図ります。

さらに、場所や時間にしばられない働き方など新たな働き方を想定した取り組みの充実に努めます。

(20) 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上

国内外のターゲット層への確実、かつ、効果的な情報発信を行い観光客の誘致に努めます。

柳川の既存の観光資源だけではなく新たな資源の発掘や地域資源を活かした商品開発、体験メニューの開発、広域での回遊ルートの開発を推進し、滞在力を強化することで観光消費額の増大や波及効果の拡大に努めます。

また、観光客の満足度を高めるため、ワンストップで対応できる組織づくりや観光資源の磨き上げを進めます。

(21) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換

稼ぐ農漁業への転換を図るため、生産基盤の整備充実や経営体の法人化・協業化、また、生産量の安定化対策を推進し、作業の省力化や生産効率の向上を進めます。

生産物の高付加価値化のため、ブランド化や6次産業化による加工品の開発を進め、消費者が求める商品づくりを行います。また、直売やネット販売、輸出など流通販売の拡大を進め、所得向上につなげます。

さらに、食育やツーリズムなどを通して、第1次産業への理解と啓発を進め、産地として認知向上につながる情報発信を行っていきます。

(22) 産業の後継者づくり

次代を担う新規就労者を確保するため、就業相談や就業体験の整備、給付金等の支援メニューの周知を行います。また、協業化や法人化などの経営体の組織化を行い、受け入れ態勢の充実に努めます。

さらに、後継者を育成するため、経営相談や働きやすい環境づくりなどを行い、若い世代が魅力を感じ、就業しやすい産業の場づくりを推進します。

(23) 大学・地元高校等との連携

就職や産業、スポーツなど本市の地域課題を解決するため、大学や地元高校等の学校、金融機関などとの連携を強化し、地域の活性化につなげます。

また、学校の誘致等も検討し、新たな経済活動の促進や若者世代の定住化に努めます。

(24) 柳川の特長を活かした舞台の整備

優良な農地保全区域と都市機能の充実した市街地区域の区分を明確化し、適正で計画的な土地利用を進めます。

市街地については、用途区分の見直しを行い、積極的に開発を進め、中心市街地における賑わいとコミュニティの活性化を進めます。

また、公共交通機関については、駅周辺的环境整備や支援ネットワークの強化を進め、駅周辺や主要地域との交通手段の維持・確保に努めます。

計画を進めるにあたって

(25) 住民とともに進めるまちづくり

行政主導ではなく市民とともにまちづくりや行政運営を行うため、地域リーダーの育成を行い、様々な市民の意見を取り入れ、多様な人材がまちづくりに関われる仕組みづくりを進めます。

また、まちづくりに関心が高まるよう、住民の視点に立った情報公開を積極的に進めます。

電子自治体化を進め、情報の受発信による住民サービスの向上を図るとともに、個人情報などの情報セキュリティを強化します。

(26) 持続可能な財政基盤の確立

持続可能な財政基盤を確立するため、中長期的な計画に立った財政運営を行うとともに、事業の効率化や重点化を進めます。また、公共施設の有効活用を進め、施設の統合や民営化などにより適正配置を進めます。

自主財源の確保を図るため、ふるさと納税などの新規財源の創出、受益者負担や未利用財産の活用などを進めます。

(27) 柔軟な組織機構改革

住民ニーズや地方分権などに対応するため、公民連携などの新たな手法の導入や行財政改革の推進により行政コストの削減を図ります。

また、職員の資質向上を図るとともに時代のニーズに合わせ柔軟に組織機構を見直し、迅速に住民ニーズに対応します。